
令和5年 第3回(定例)日出町議会会議録(第2日)

令和5年8月31日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和5年8月31日 午前10時00分開議

開議の宣告

請願・陳情の上程

日程第1 決算審査報告

議案質疑

日程第2 議案第53号 令和5年度日出町一般会計補正予算(第3号)について

日程第3 議案第54号 令和5年度日出町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第55号 令和5年度日出町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第56号 令和5年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第57号 令和5年度日出町下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第58号 二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第59号 日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第60号 日出町空家等対策推進協議会条例の一部改正について

日程第10 議案第61号 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第62号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第63号 財産(車両)の取得について

日程第13 認定第1号 令和4年度日出町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和4年度日出町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第15 認定第3号 令和4年度日出町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 日程第16 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断
比率の算定について
- 日程第17 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比
率の算定について
- 日程第18 報告第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 報告第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
議案及び請願・陳情の委員会付託
- 日程第20 一般質問
散会の宣告
-

本日の会議に付した事件

- 開議の宣告
- 請願・陳情の上程
- 日程第1 決算審査報告
議案質疑
- 日程第2 議案第53号 令和5年度日出町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第54号 令和5年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第4 議案第55号 令和5年度日出町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第5 議案第56号 令和5年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第6 議案第57号 令和5年度日出町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第58号 二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第60号 日出町空家等対策推進協議会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第63号 財産（車両）の取得について
- 日程第13 認定第1号 令和4年度日出町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和4年度日出町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和4年度日出町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
- 日程第17 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について
- 日程第18 報告第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 報告第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
議案及び請願・陳情の委員会付託
- 日程第20 一般質問
散会の宣告

出席議員（16名）

1番	多田 利浩君	2番	阿部 峰子君
3番	河野 美華君	4番	岡山 栄蔵君
5番	豊岡 健太君	6番	安部 徹也君
7番	衛藤 清隆君	8番	阿部 真二君
9番	上野 満君	10番	金元 正生君
11番	川西 求一君	12番	岩尾 幸六君
13番	池田 淳子君	14番	森 昭人君
15番	熊谷 健作君	16番	工藤 健次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 山口 佳子君 次長 河野 裕治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	本田 博文君	副町長	………	一丸 淳司君
教育長	………	恒川 英志君	会計管理者兼会計課長	…	工藤 明美君
総務課長	………	河野 匡位君	財政課長	………	古屋秀一郎君
政策企画課長	………	梶原 新三君	まちづくり推進課長	…	藤本 周司君
税務課長	………	波津久 誠君	住民生活課長	………	伊豆田政克君
介護福祉課長	………	宇都宮 博君	子育て支援課長	………	満石加寿美君
健康増進課長	………	木付 達朗君	農林水産課長	………	河野 一利君
都市建設課長	………	須藤 淳司君	上下水道課長	………	中山 雅広君
教育総務課長兼学校給食センター所長	…	安田 恵君	学校教育課長	………	竹内 由佳君
社会教育課長兼町立図書館長	…	河野 英樹君	代表監査委員	………	井上 哲治君
監査事務局長	………	西村 浩明君	農業委員会事務局長	…	麻生 康弘君
総務課課長補佐	………	赤野 公彦君	財政課課長補佐	………	間部 大君

午前10時00分開議

○議長（工藤 健次君） 皆さん、おはようございます。

開議の宣告

○議長（工藤 健次君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

請願・陳情の上程

○議長（工藤 健次君） 本日まで受理した請願2件、陳情1件につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

なお、請願及び陳情につきましては、写しにより説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、請願及び陳情については説明を省略することに決定しました。

日程第1. 決算審査報告

○議長（工藤 健次君） 日程第1、決算審査報告を行います。

認定第1号令和4年度日出町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号令和4年度日出町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに認定第3号令和4年度日出町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査の結果の報告を求めます。代表監査委員、井上哲治君。井上哲治君。

○代表監査委員（井上 哲治君） 改めまして、皆様、おはようございます。監査委員、井上哲治でございます。

それでは、私より、令和5年6月19日、町長より審査に付されました令和4年度日出町一般会計並びに国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、この中には、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の2つが含まれます。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書について、令和5年6月30日から7月28日までの間、上野満監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果についての意見を御報告いたします。

なお、時間の関係もあり、千円単位で端数を丸めての報告といたしますので、御了承をお願いいたします。

令和4年度一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする4つの特別会計における決算総額は歳入で192億4,040万3千円、歳出では185億2,378万3千円となっており、歳入歳出差し引いた形式収支は7億1,662万円の黒字決算となっております。前年度に比較しますと、歳入で8億7,220万1千円、4.3%の減、歳出では8億709万8千円、4.2%の減と、ともに減少となりました。

次に、普通会計の財政構造についてであります。財政力指数は0.578で、前年に比べて0.01ポイント上昇しているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.2%となり、前年度に比べ9.1ポイントと大幅な悪化となっております。また、3か年の比率で算出する実質公債費比率も7.8と前年度に比べ0.2ポイント悪化しております。

地方債の状況につきましては、令和4年度の起債件数が28件、借入額が4億161万3千円と、前年度に比べ3億2,258万9千円、44.5%の大幅な減少となっております。これにより、令和4年度末の地方債現在高合計は98億8,997万3千円で、前年度に比べ5億5,512万9千円、5.3%の減少となっております。引き続き将来負担を考慮し、長期的視点に立った適切

な起債管理を要望いたします。

次に、一般会計への決算収支の状況についてであります。歳入歳出差引額である形式収支額は5億2,495万2千円となり、繰越明許費の1億958万8千円を差し引いた実質収支は4億1,536万4千円となっております。

次に、令和4年度の実質収支から令和3年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億2,616万8千円の赤字となっております。また、実質単年度収支についても1億2,608万5千円の赤字となり、前年度に比べると7億2,421万9千円の大幅な減少となっております。

町税の収入状況につきましては、調定額34億6,663万5千円、収入済額33億6,949万3千円、不納欠損額475万1千円、収入未済額9,272万3千円で収納率は97.2%となっております。また、歳入の財源内訳としては、町税など自主財源比率は41.1%、国庫支出金など依存財源比率は58.9%となっております。

一方、歳出の性質別構成比率は人件費、扶助費など義務的経費が49.3%、建設事業など投資的経費が5.0%、維持補修費などその他の経費が45.7%となっております。

また、国民健康保険特別会計をはじめ4つの特別会計歳入総額は63億5,824万4千円、歳出総額は61億6,657万6千円、歳入歳出差引額1億9,166万8千円となっております。

財産のうち、基金につきましては、現在高は38億5,775万2千円で、前年度に比べ6億1,160万円の増となっております。

財政調整基金は、13億1,111万9千円で前年度に比べ1億8,108万3千円の増、減債基金は8億7,486万7千円で、前年度に比べ1億8,105万1千円の増となっております。

以上が、令和4年度各会計の決算収支の概要であります。審査に付されました決算諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関連諸帳票と正確に符合し、適正な決算であることを認めたとところでございます。

なお、各会計の詳細につきましては、お手元の決算書並びに意見書を御覧いただきたいと存じます。

また、同時に実施した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び経営健全化判断比率の審査では、全てが基準値内の数値となっております。しかし、健全化判断比率において4項目中、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3項目で前年度より悪化した結果となっており、比率結果の分析と健全化に向けた対策に取り組み、今後の財政運営に反映させることが重要です。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金が縮小されたことや、昨年、臨時的に法人町民税が大幅に増加した反動から、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な減額により歳入が減少しました。一方で、デマンド型地域公共交通運行事業の開始や子ども医療費の助成対象

の拡大といった新たな取組に加えて、世界的な物価高騰のあおりを受け、ランニングコストは増加の一途をたどっている状況にあります。

その結果、町財政はこの1年間で経常収支比率が9.1ポイントも上昇し94.2%となるなど、急激に財政の硬直化が進行し、コロナ禍前の厳しい状況に戻りつつあると言えます。

今後も扶助費や義務的経費やDXの推進に伴う経常経費や公共施設の長寿命化経費をはじめとする投資的経費の増加など、厳しい財政状況が予想される中、限られた財源をいかに有効に活用するかが重要となります。

ここ数年、順調な伸びを示すふるさと納税に依存することなく、安定的に自主財源を確保するため、町税の確実な収納はもとより、移住・定住事業や企業誘致など生産年齢人口の増加対策を積極的に展開することが肝要です。

また、行政需要が多様化する中で、ただ単に財政縮減化一辺倒に陥ることなく、真に必要な住民サービスを見極め水準を確保、維持しつつ、町が組織や部局の枠を超えた横断的な連携を行いながら施策をブラッシュアップし、これまで以上に取捨選択と集中による徹底した事務事業の見直しを推し進めることを要望いたします。

第2期日出町まち・ひと・しごと創生総合戦略や国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく地方創生に資する取組を推進するとともに、今後も第5次日出町総合計画で掲げる、「住むことに喜びを感じるまち～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～」の実現のために、様々な事業運営に努め、アフターコロナの新時代を見据えた魅力的な日出町の創造を願いながら、一般会計並びに特別会計決算審査の御報告といたします。

続きまして、令和5年6月9日、町長より審査に付されました令和4年度日出町公営企業会計決算につきまして、令和5年6月28日から7月28日までの間、上野監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果についての意見を御報告いたします。

まず、水道事業会計の業務実績であります。給水人口は2万5,999人で、前年度に比べ53人減少しましたが、給水件数は1万1,434件と64件増加しました。また、導送配水管の延伸により給水範囲の拡大が図られ、総配水量は前年度に比べ13万6,066立方メートル増加していますが、有収率は75.9%と1.8ポイント低下しました。

次に、執行状況であります。収益的収支では、収益的収入総額4億5,858万5千円、収益的支出総額3億7,759万8千円で、収支差引額は8,098万7千円となっております。

また、資本的収支では、資本的収入は9,411万5千円、資本的支出総額は2億4,686万7千円で、収支差引額1億5,275万2千円の不足となっております。この不足分につきましては、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填されております。

次に、経営成績につきましては、総収益は4億1,977万円、総費用では3億5,298万

8千円で、6,678万2千円の純利益が計上されております。

次に、財政状況につきましては、資産総額44億6,081万1千円で、前年度に比べ固定資産で1,646万1千円の増額、流動資産で5,599万7千円の増額、合計で7,245万8千円の増加となっております。

次に、負債総額では15億9,785万6千円で、資本総額28億6,295万5千円と合わせた負債資本の総額は44億6,081万1千円となり、前年度に比べ7,245万8千円の増額となっております。

以上が、令和4年度水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、お手元の決算書並びに意見書を御覧いただきたいと存じます。

令和4年度の年間総有収水量は前年に比べ増加したものの、有収率75.9%と1.8ポイント低下となりました。低下の主な原因は、漏水と推測されますが、このまま有収率の低下が進行すれば地盤沈下など事故のリスクが拡大するほか、浄水を無駄に浪費することになり、経済的にも大きな損失となります。一刻も早い漏水箇所の特定制と修理及び布設替工事を実施し、有収率向上に取り組むよう要望いたします。

また、事業開始からおおよそ60年を経過した現在、施設や機械設備などの老朽化対策のほか、近年では頻繁化、激甚化する風水害や地震などへの取組も求められており、その対応に多額の費用が見込まれます。引き続き、第5次日出町総合計画を踏まえた中長期的な経営の基本計画となる日出町水道事業経営戦略や水道事業中期財政収支の着実な履行とアセットマネジメントに基づく財源確保と積極的な改良工事を推し進める中で、安全で良質な水道水の供給のため、さらなる経営基盤の強化に努め、経営戦略の進捗管理を毎年確実に実施しながら、基幹施設の強靱化を実施するなど、継続的かつ着実に事業の推進を図っていくことを要望いたします。

次に、下水道事業会計の業務実績であります。接続済人口は1万4,932人で、前年度に比べ140人増加し、汚水件数は6,535件と144件増加しました。総汚水処理量は前年度に比べ7万6,135立方メートル燃焼しましたが、有収率は81.73%と3.49ポイント増加しました。

次に、執行状況であります。収益的収支では収益的収入総額6億1,016万7千円、収益的支出総額5億7,711万8千円で、収支差引額は3,304万9千円となっております。また、資本的収支では、資本的収入は3億9,414万4千円、資本的支出総額は5億7,055万円で、収支差引額1億7,640万6千円の不足となっております。この不足分につきましては、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填されております。

次に、経営成績につきましては、総収益は5億8,334万4千円、総費用では5億6,067万8千円で2,266万7千円の純利益となっております。

次に、財政状況につきましては、資産総額9億2,331万5千円で、前年度に比べ、固定資産で9,058万6千円の減額、流動資産で1億4,596万6千円の増額、合計で5,538万円の増加となっております。

次に、負債総額では70億9,417万9千円で、資本総額21億2,913万6千円と合わせた負債資本の総額は92億2,331万5千円となり、前年度と比べ5,538万円の増額となっております。

以上が、令和4年度下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、お手元の決算書並びに意見書を御覧いただきたいと存じます。

供用開始から37年を迎えた日出町公共下水道事業ですが、人口減少や施設、設備の老朽化等により下水道事業会計は逼迫し、経営環境は一段と厳しさを増しています。今後も持続可能な経営基盤の強化を目指して策定した日出町下水道事業経営戦略に基づき、新規整備と更新投資とのバランスと将来の投資の平準化を図りながら、着実な計画の実行と進捗管理を実施し、より一層健全な下水事業運営に努めるよう要望いたします。

特に物価上昇など経済的負担を考慮し、令和5年度改定を見送った下水道使用料については、公営企業の原則である独立採算制による経営に近づけるよう、町民への周知と理解を得ながら、円滑に改正の進捗を進めることが重要です。今後も限られた財源を有効に活用し、将来にわたって安定的な経営と町民サービスの提供を継続できるよう、適切な事業運営に取り組むよう要望いたします。

最後になりましたが、審査に付されました決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、会計帳簿、証拠書類との照合の結果も符合し、適正な決算であることを認めたとところでございます。

以上で、令和4年度日出町公営企業会計決算審査の御報告といたします。どうもありがとうございました。

○議長（工藤 健次君） 以上で、決算審査の報告を終わります。

議案質疑

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第 8. 議案第 5 9 号

日程第 9. 議案第 6 0 号

日程第 1 0. 議案第 6 1 号

日程第 1 1. 議案第 6 2 号

日程第 1 2. 議案第 6 3 号

日程第 1 3. 認定第 1 号

日程第 1 4. 認定第 2 号

日程第 1 5. 認定第 3 号

日程第 1 6. 報告第 9 号

日程第 1 7. 報告第 1 0 号

日程第 1 8. 報告第 1 1 号

日程第 1 9. 報告第 1 2 号

○議長（工藤 健次君） 日程第 2、議案第 5 3 号令和 5 年度日出町一般会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 1 9、報告第 1 2 号和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの議案 1 1 件、認定 3 件、報告 4 件を一括上程し、議題とします。

これより議案質疑を行います。議案質疑に対する通告がありませんでしたので、これで議案質疑を終わります。

議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（工藤 健次君） お諮りします。ただいま議題となっております議案 1 1 件、認定 3 件、報告 4 件、請願 2 件、並びに陳情 1 件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、議案 1 1 件、認定 3 件、報告 4 件、請願 2 件、陳情 1 件を、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託することに決定しました。

日程第 2 0. 一般質問

○議長（工藤 健次君） 日程第 2 0、一般質問を行います。

なお、今定例会の一般質問は 9 名の議員の方より通告がありました。8 月 2 9 日の議会運営委員会におきまして、今定例会の一般質問は、今日と明日の 2 日間で実施することに決定しました。したがって、本日は受付番号 4 番までの 4 名、安部徹也議員、多田議員、阿部真二議員、岩

尾議員の一般質問を実施し、あとの5名の方は明日、実施します。

それでは、順次質問を許します。6番、安部徹也君。安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 皆さま、改めましておはようございます。議員番号6番の安部徹也でございます。台風のシーズンとなって、今、日本近海では3つの台風が同時に発生して猛威をふるっています。日出町は、比較的災害が少ない地域というふうに思われていますが、この6月から8月にかけて何度も大雨警報及び避難警報が発令されて、中には身の危険を感じた町民の皆さまもいらっしゃると思います。

そんな自然災害のシーズンの最中、富山県南砺市では7月、大雨警報の中、住民に避難を呼びかけていた市議会議員が土砂崩れに巻き込まれてお亡くなりになるという痛ましい事故が発生しました。このニュースに関しては多くのメッセージが寄せられていたのですが、その中にこんなものがありました。地方議員は地方政府である県庁や市役所、町村役場とともに、その住民の防災の最前線で陣頭指揮に当たることが多い。そうしたときに、自分の身を顧みずに住民の安全第一で率先して行動される方も多いただろう。この方もそうした方であったと考えられる。災害時における議員や地方政府の役割は大きい。住民はそうした方の顔が見えるだけでも安心することもある。それほど政治や行政とは大きな仕事なのだ。住民第一の姿勢に敬意を表するとともに、犠牲者がこれ以上出ないことを祈る。犠牲になられた方の御冥福をお祈りいたしますと。

このニュースや住民の方のメッセージに触れて、いま一度、私自身議員としての責務の重さを痛感し、住民の皆様不安を取り除く活動、そして住民の皆様が安心して暮らせるよう、最大限の努力を重ねていかなければいけないと、気持ちを新たに引き締めたところでございます。災害で被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げます、早期の復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、それでは通告書に基づいて一般質問を行います。現在、日出町では大規模な土葬墓地の建設計画が進められています。昨日発行されたこの日出の町報ですね、その概要を町民の皆様にお知らせいただいたところですが、ここでどのような墓地が建設されるのか、その概要を簡単にお知らせ願えますか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長、伊豆田政克君。

○住民生活課長（伊豆田政克君） それでは議員の質問にお答えいたします。

別府ムスリム教会が開設を予定しております土葬墓地は、名称は別府ムスリム霊園です。開設予定地は、日出町大字南畑高平区内の山林です。総面積は4,943平方メートル、遺体を埋葬する区画は79区画、埋葬方法は土葬で深さ2メートルに埋葬するとなっております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 私は、ちょっとここが一つ大きな問題だというふうに思っている

のですけれども、この土葬墓地は20年で79区画が埋まっても、上から上から埋葬して、九州全域から永遠に遺体を受入れ続けるという認識で間違いないでしょうか。イエスカノーでお答えください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 今、議員がおっしゃられたように、20年間で79体ということです。それ以降は、再度、上から、また再度、埋めることは可能でございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） イエスカノーで結構だったのですが、イエスだというふうに私は捉えておきます。

町民の中には、昔は日出町でも土葬していたんだから土葬墓地を造っても問題ないのではないかとおっしゃっている方もいらっしゃいます。ただ、私、そんな話を伺うと、これから日出町に建設が計画されている土葬墓地は、かつての土葬墓地とは全く異なるものなんですよというふうに説明しています。

この前、地区の会合の際に土葬の話になったのですが、私の住む地区でも数十年前までは土葬が行われたという話がありました。その方の話によると、当時は近隣の住民が協力して、深い穴を掘って、丸い棺桶に遺体を納めて土葬するというものでした。この日本の伝統的な土葬は、近隣に住む方が埋葬されるということで、恐らくその墓地には、10年、20年の間に近隣住民で亡くなられた方、数体が埋葬されるということになると思います。

一方で、今、建設が予定されている大規模な土葬墓地は、九州全域の土葬を希望する方の遺体を運び込み、20年で79の区画が埋まれば、上から上から埋葬して、永遠に受入れ続けるというものになります。これは伝統的な日本の土葬墓地とは全く異なるものであり、いまだかつてなかった九州初の土葬墓地になるというふうに思われます。それゆえ、今後様々な問題を引き起こす恐れがあるのではないかと、将来を不安に思う皆様のお気持ちも十分理解できるものです。

それでは、ここで、日出町の土葬の現状についてお伺いしたいと思うんですが、日出町で土葬の数、埋葬数、この年間推移を教えてくださいませんか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 議員の御質問にお答えいたします。

日出町では、平成2年に大分トラピスト修道院の土葬墓地が開設されてから土葬が行われております。埋葬数の年間推移ですけれども、平成4年度2件、平成10年度1件、平成16年度1件、平成18年度1件、平成27年度1件、平成30年度1件、令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度1件の計12件となっております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 今、御報告いただいた埋葬数は、1か所の土葬墓地のものという
ことで間違いないでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） トラピスト修道院の土葬墓地の件数でございます。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） ここで町長にお伺いしたいというふうに思うんですが、町長は
6月議会において、多田議員の一般質問の際に、土葬墓地は安心、安全を保てないと思ってい
らっしゃるのかなと今、感じた次第ですけれども、大丈夫です、何も心配することはありません、
安全に暮らしてくださいと、はっきりと安全宣言をなさいました。

今、日出町で建設が予定されている大規模な土葬墓地が100%安全だと不安に思う気持ちを
1ミリたりとも持つ必要はないと断言できる客観的な根拠、科学的な根拠はどこにあるのでし
ょうか。教えてください。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 安部議員おっしゃるように、6月議会で多田議員の御質問にお答えをい
たしました。大丈夫です、何も心配することはありませんと、安全に暮らしてくださいと申し上
げましたけれども、100%という数字は使っておりません。

その上で、大丈夫ですと答えた理由ですけれども、まだ客観的な根拠、これにつきましては、
太古の時代から行われてきた土葬であります。日本中はおろか、世界中で行われてきた葬送の方
法でありまして、そのことによって水質汚染が発生したという事実は、私は知らないということ、
もちろん近隣でも聞いたことがないということ、そして、住民生活課長が答弁しましたように、
現在、土葬しているトラピスト修道院でも水質が汚染されたということは聞いておりません。そ
もそも、土葬が水質を汚染するという理由を私は知りません。以上から、大丈夫、何も心配する
ことはありませんと申し上げました。

そして、科学的な根拠でありますけれども、土葬墓地からは通常、有害な物質は発生をいたし
ませんので、水質を汚染するという科学的根拠を持っておりません。よって水質は問題ないと思
っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 今の町長の答弁を伺って、本当にこの大規模な土葬墓地の調査を
慎重に行っているのか、非常に今、ちょっと疑問に思ったところですが、今、町長は歴史的な背

景であったりとか、トラピスト修道院の件であったりとか、いろいろお話はされたんですけども、この町報の中でも水質汚染に関するところがありまして、こういうことですから安心してくださというように書いています。

どうしているかという、全国の土葬墓地13か所に電話して確認しております。そして町長も先ほどおっしゃったと思うんですけども、水質汚染、そういったものが発生した、そういったことは確認できなかったと、だから安心なんですよというのが一つの理由で挙げられていると思うんですけども。

例えば、これ住民生活課長が確認したのかもしれませんが、例えば10年、20年の間に日本全国、この13か所、どのくらい遺体が埋葬されたのか、そして水源からどれくらい離れているのか、またその地域での水道は全て湧水を利用しているのか、そのようなことまで確認しましたか、教えてください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

墓地の埋葬区画の数ですとか、それまでに現在何体埋葬されているといったこと、それから、あと水源からの距離ですとかについて確認をしたところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） それで、日出町とほぼ多くの箇所が条件的に合致したということ
でよろしいのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

日出町とほとんど同じような状況ということではないですけども、調べた限りで、区画数は大体200、少ないところで70、多いところでは1,500ですとかいうところもありました。あとは水源までの距離に関しましては、近いところで120メートル、遠いところでは800メートルと、大体500メートル、平均すると500メートル、平均しても意味ないですね、すみません。120ですとか190、400とか、そういった距離であるということを確認しています。あと水源と井戸の深さ等も確認したところです。

まるきり同じ状況というわけではないですけども、そういった様々な状況下にある墓地でも、どこでも水質の汚染については発生していないということを確認したところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 先月、福祉文教常任委員会で、これも初日委員長が報告したと思

うんですけれども、現在でも土葬を行っている神戸市の外国人墓地、これ視察してきました。その土葬墓地は、携帯電話の電波も届かない六甲山の深い森の中であって、水源や人家までは直線で2キロメートル以上離れているということでした。また埋葬数も2003年から2022年までの20年間で25体という話を伺いました。

例えば、神戸市立の外国人墓地、この外国人墓地は、土葬が1,400、1,400区画あって、もうほぼ埋まっているという話でしたが、水質汚染はこれまでなかった。ただ、この神戸市立の外国人墓地が水質汚染がこれまでなかったから、日出町がこれから建設予定の大規模な土葬墓地において、100%安全だなんて、これは到底言えないと思うんですよ。条件がやっぱり違いすぎるんです。

また、トラピスト修道院の話が出ました。これは隣接地で、これまで1回も水質の汚染がなかったと町長はおっしゃいました。これはまだまだデータの的には信用がおけるというふうに思うんですが、先ほど私が質問した中で、このトラピスト修道院、30年で何体ですか。30年で12体です。

これから建設しようとするこの大規模な土葬墓地は、この10倍の遺体がそこに埋められる可能性があるんです。この10倍の遺体が埋葬される、それでも100%水質汚染が考えられない。その理由、根拠は何なんですか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

確かに数はこれまでの30年で12体から、今後20年で79体になる可能性はあると思います。ただ、これまで発生していなかったということと、新たな物質、新たなものをするわけではなくて、これまであったものと同じものの量が増えるだけという状況でありますので、そういったことですので、特に有害物質によって水質が汚染されるとか、そういったことは考えてはないところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 土葬による水質汚染は考えられないということで、町長、課長はおっしゃるわけですけれども、町が、水質汚染はこの土葬の安全性についてWHOのデータを示しました。このWHOのデータによると、遺体が埋葬されたところから水源は300メートル以上離れていなければいけないというデータを示していただいたというふうに思うんですが、逆に言えば、土葬というのは300メートル離れていなければ水質汚染を引き起こす可能性があるということを示しているデータではないのですか、これは。

ですから、土葬が、町長は全く公衆衛生上の問題はないというふうに言い切るのですが、こう

いったWHOのデータにしろどんなデータを見ても、土葬墓地は100%水質を汚染することはないということは言えないと思うんですね。

もし水質を汚染する恐れがあれば、日出町の墓地埋葬条例に基づけば、土葬墓地の許可は出せないことになっています。だから、そういった全く専門家が調査したわけでもなく、信頼のあるデータがあるわけでもなく、余りちょっと言葉、表現は見当たらないんですけども、しっかりと調査をせず今、許可を出そうとしているというふうに見て取れますので、これは6月議会でも何名の議員から提案がありましたが、建設許可を出す前に、第三者による環境アセスメント、これを実施して、本当に水質を汚染する可能性がないのか、専門家から意見を求めた方がいいというふうに私も思っているのですが、その件につきましては、前回議会から3か月経ちましたが、何か進展はあったでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

前回の議会で事前に検査等の調査をされたらということで御意見はいただきました。その件に関しまして、基本的には、ムスリム教会がやるべきことであろうということで、ムスリム教会の方に話はさせていただきました。

ムスリム教会からの返事といたしましては、現状は難しいけど今後、建設前にその寄附を集めて、資金を調達してから検討するという回答はいただいているところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） ぜひ、この第三者による環境アセスメントは引き続き真剣に御検討いただければというふうに思います。

さて、ここで町長にお伺いしたいというふうに思うんですが、町長は日本の多くの市町村で土葬を禁止する条例を制定しているのを御存じでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 多くということがどのくらいの数字を指すのか分かりませんが、いくつかの自治体で土葬を禁止する条文があるのは承知しております。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） それでは、その市町村がなぜ土葬を禁止するのか、その理由は御存じですか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 聞いたことがないので分かりません。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 土葬墓地を建設するときは、やはりそういった他市町村の動向もしっかりと調査した上で私は許可を出すのが筋だというふうに思うんで、まだそういったこと、話を聞いたことがなければ、ぜひ連絡をとって、なんで土葬を禁止しているのか御確認いただければというふうに思うんですが、例えば、大分県で言えば中津市、中津市は市内全域で土葬墓地を禁止しています。

私は、なんで中津市ではこの土葬墓地、禁止してるんですかと電話かけて確認しました。そうすると担当者ははっきりと水質汚染の恐れがあるからという回答をされていました。

また京都市、京都市にも私電話をして確認しました。京都市では霊園開設に関する条例を制定する際に、土葬に係る衛生上の問題を調査しているんですが、その報告書でははっきりと土葬による土壌汚染や水質汚濁を引き起こす可能性を指摘して土葬を禁止しています。

つまり、土葬は公衆衛生上の問題があるために多くの市町村で条例で禁止されているということになります。

今、日本ではですね99.9%が火葬される火葬大国ということになっています。なぜもともと、町長、先ほど、その埋葬の歴史を語っていただきました。なんで、もともこの土葬の風習が根づいていた日本において、このように火葬が主流になったのか。その歴史を探ってみても、やはり公衆衛生上の問題点が浮き彫りになってくるんですね。恐らく町長はこういったことを調べていらっしゃるんで先ほどの回答になったと思うのですが、日本では江戸時代末期から明治時代にかけてコレラなどの伝染病が流行して、大変多くの方が亡くなったんですけども、その遺体は伝統的な土葬で埋葬されたそうです。その結果どうなったか。遺体から流出したコレラ菌が飲料水に紛れ込んで伝染病の大流行を引き起こしてしまったということなんです。

このような伝染病の流行をきっかけに、日本では伝染病対策という公衆衛生上の観点から火葬に関する法律や設備が整備され、今ではほぼ100%火葬になったという歴史的な背景があります。つまり、一とところに多くの遺体を土葬するということは、この歴史的な事実から見ても公衆衛生上の問題が現実化するリスクが高まることにつながるため、避けるべきだというふうに言えるんじゃないでしょうか。

この町の中で、この町報の中で、日本では法律によって1類感染症、2類感染症、3類感染症、または新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体は火葬されなければならないとされているので安心してくださいというようなことを掲載しています。果たしてそれで町民の皆様、安心できるんでしょうか。

感染症には、ほかにも4類、5類、そして新たな感染症などが存在して、これらの病原体に汚染された遺体は土葬できるということを踏まえれば、これらの感染症が土葬によって広まる恐れというのも全くないということは言えないんじゃないでしょうか。

ここで遺体にまつわる科学的データを御紹介したいというふうに思うんですが、一般社団法人日本遺体衛生保全協会の研究によれば、獨協医科大学越谷病院などで病理解剖された500例中65.2%にあたる326例に感染症が認められたそうです。中には、特に感染力の強い肝炎ウイルスや敗血症、MRSA、結核症等、重症感染症などが合計72例認められ、全体の14.4%を占めていたそうです。

日本の高温多湿の環境の中では土葬された遺体というのは土中で腐敗して体内の細菌の数は爆発的に増えていきます。人体の細胞は死後、細菌の栄養物となって細胞の生死に関わらず栄養物があれば細菌は活動、増加を続けるという調査結果もこの一般社団法人日本遺体衛生保全協会は公表しています。

このような情報を踏まえれば、土葬の安全性を安易に考えることなく、町が建設許可を出す際には、日出町に住む方々、また近隣にお住まいの杵築市民の方々に100%安心してもらうことが最低限の責務だと思いますが、どのようにして町として住民の皆様の不安を解消するつもりなんでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今、議員が言われたような危険性についても、そういった話があるんだとは思いますが、ただ、現状といたしまして、これまで土葬でそういった水質の汚染は起こっていないということで、日出町といたしましては、その墓地の概要、現状等をこれからまた正確に伝えて、理解していただくような形にはなっていくと思います。

具体的な対策といたしましては、しっかり情報提供をするということと、あと水質検査につきましても、もしこのままムスリム教会の墓地ができた場合等、ムスリム教会は年に一度水質検査をするとしておりますので、その水質検査をしっかりと確認していくこと、検査結果についてしっかりと確認し、もし万が一、墓地の設置が原因で水質検査に異常が見られた場合は、ムスリム教会に検査結果に基づいて、さらなる調査、検討、対策を行うように求めます。日出町としても改善策等検討し、公衆衛生の見地から改善できない場合は、使用の制限、もしくは禁止等の措置も取っていきます。

また埋葬状況の確認等についても、毎月5日までに前月中の埋葬状況の報告をさせ、少なくとも年に一度は現地にて埋葬が適切に行われているかの確認も行います。

また災害時のための基金の確認等も行い、ムスリム教会は災害時の緊急時に備えた資金を保管いたしますので、取り崩しの際は日出町の許可を受けることとし、日出町は年に一度基金を確認いたします。

また、墓地の管理状況の確認として、墓地が清潔に保たれているか定期的に確認し、大雨等で墓

地が崩れる恐れがないか等、必要に応じて確認します。墓地が崩れる恐れがある等の場合は、ムスリム教会に速やかに安全措置を講じるように求めます。

また、これ以外につきましても、必要なこと等があれば適宜、町民の皆様にご不安を少しでも解消できるようしっかり対応していきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） なかなかちょっと聞いていて心許ないなというふうに思ったのがちょっと本音なんですけれども、やっぱり100%を、不安を解消していかなきゃいけないということであれば、もし町の方が今の条件で建設を許可するというのであれば、公衆衛生上の問題が発生しないように、遺体に触れたその水が地下水に流れ込まないようにその墓地の構造的なその条件を付したり、あと遺体を埋葬する際に、殺菌消毒を行うエンバーミングという手法があるんですけれども、こういったものを施して埋葬したりする、そういったもっとしっかりとした不安解消策、こういったものも御検討いただければなというふうに思います。

今回のこの土葬墓地というのは、日本で増え続けるムスリムの方々のお墓の問題を解決するために、日出町に九州全域から遺体を運んできて埋葬する大規模な土葬墓地を造ろうという計画になっています。九州全体のムスリムの土葬墓地問題を日出町のみで解決しようとする、このような小さな町ですから、いずれ土地不足や公衆衛生上の問題など、これまで先ほど私が言ったような、日本が歴史的に経験してきた深刻な社会問題に日出町が巻き込まれるということも十分考えられるんじゃないでしょうか。

令和2年12月議会で高平区から土葬墓地反対の陳情書が提出された際に、議会は陳情書を賛成多数で採決すると同時に、日出町が外国人差別、宗教差別を助長する町と受け取られないような最新の注意と配慮を払うこと、地域住民とムスリム教会との相互理解が深まるようになお一層の努力を行うこと、そして、外国人の墓地建設については本来、国が主導的にガイドラインを設け斡旋等を行うべきであり、宗教法人の許認可権者である県とともに協議をし、調停等の行動を要請することといった附帯決議を付しました。

やはり、この九州全体の問題の解決を日出町のような小さな一つの町が一手に引き受けるのではなく、それぞれお住まいになっている市町村で土葬が禁止されてなければ、小規模な土葬墓地を公営で準備することによって土地問題、公衆衛生上の問題もクリアにすることができるのではないかと私自身は考えていますし、実際に別府ムスリム教会も2021年6月に各都道府県に、少なくとも公営で1か所以上、信仰に基づいて埋葬方法を選べる墓地を整備するよう国に陳情書を提出しています。

ですから、国も都道府県や市町村にそう指導すべきだというふうに私は思っていますが、町長は

この国レベルの問題に関して日出町単独で取り組み、独断で許可を出そうとしています。いま一度、確認させていただきますが、町長の判断は国、厚生労働省や県にガイドラインを示すよう働きかけを行った結果のものなのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 今、独断というお話が出ましたし、日出町で解決しようとしているというお話も出ましたけれども、これも過去に何度も申し上げておりますけれども、これ申請に基づく許可事項でありまして、日出町が一手に引き受けて解決しようというやっているわけじゃないということは、もうあらかじめ、前提の上でお話をさせていただきたいと思います。

今のお話だと、私になんか誘致してるような聞こえ方に映るんじゃないかなと思っておりますので、そこはないということは分かっていますね、はい。

じゃあ、さっきのガイドラインの話に行きます。さっき令和2年の12月議会のときに、今、安部議員が語る読まれましたけれども、そのときは、地域住民と在日ムスリムとの相互理解を深めること、それから日出町が外国人差別、宗教差別を助長する町と受け取られないよう注意と配慮を求める、これあの執行部に対して求められておりました。その後、国、県と協議して調停等の行動を要請するというものでありまして、この時は国にガイドラインを求めなさいという記述は出てまいりません。

ガイドラインでございますけれども、新たなガイドラインというわけではなくて、既に平成12年の12月6日付で厚生労働省の生活衛生局長通知でガイドラインが示されております。これの中では許可に関する指針、墓地経営の許可に関する指針、それから許可後の経営管理に関する指針ということで内容が詳細に示されております。このガイドラインによれば、許可事務を行えるというふうに思っておりますので、新たなガイドラインというのが安部議員はどういうことについてのガイドラインということなのか、私ともしかしたら趣旨が違うかもしれませんので、どういうガイドラインなのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（工藤 健次君） 反問権ですか。

○町長（本田 博文君） 反問権です。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 今、私言ったと思うんですけども、このムスリム教会も国に陳情しているわけです。今、土葬墓地の不足問題、非常に困っていると。それで、まず国の方が各都道府県、ムスリムのほうは各都道府県に1つというふうに言っています。ただ私自身はやっぱり住まわれている市町村レベルでもいいと思うんで、例えば日出町にそのムスリムの方が土葬墓地が必要だということであれば町営墓地にその方々を埋葬してあげる、そういうふうな、国が都道府県もしくは市町村にこのムスリムの方々の墓地を公営で設置してあげなさいよというような

ガイドライン、指導ですね。そういったガイドラインを想定しています。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） そういった新たな取組のガイドラインということであれば、今回の条例の許可事項とは関係がないと思うんです。今からガイドライン出ても、もう既に制定されている法律、そして条例に基づく許可判断しかできませんから、今言ったお話は、趣旨としては分かりますけども、これからの課題ということになるんじゃないかと、私は思います。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） それでは町長、今おっしゃった平成12年12月6日、厚生労働省生活衛生局長が出した墓地経営管理指針等について、このガイドラインに則ってまあこの墓地の建設許可を審査しているということによろしいのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） そのとおりです。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 今、町長のおっしゃったそのガイドライン、ここに一応あります。参考資料として皆さんにもお配りしていると思うんですが、このガイドラインめくっていただいて、下に2ページというのがあるんですが、その真ん中辺、墓地埋葬法と墓地行政というところ、セクションがあります。

これ国の指針を示しているわけですが、この指針によると、墓地埋葬法による墓地経営の許可は、その後の墓地経営が適切に行われるか否かを決定づけるといっても過言ではないほど重要な意味を持っている。そして、これに見合う権限も許可権者に与えられている。すなわち墓地埋葬法第10条第1項においては、墓地等を経営しようとするものは許可権者の許可を受けなければならないと規定されているが、丸々の場合には許可を与えなければならないなどの規定はないため許可権者は正当かつ合理的な理由があれば許可しないことができるのであって、行政の広範な裁量に委ねられていると解される。

この許可しないことについての権限が認められていることにより、安定した適切な運営ができるか否かを審査し不適切な墓地経営の許可申請については、利用者保護の観点から許可しないことが重要であると書かれています。

町長は6月議会が多田議員の一般質問に答えて、自分は行政マンであり、条例に基づいて判断するのみで裁量権を持たないというような答弁されていました。一方、国のガイドラインでは許可権者は結果的に許可しないことができるという行政の広範で強い裁量権を有していると示されています。この国のガイドライン、見解についてはどのようにお考えですか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 確かにあたかもこの場合知事ですけれども、広範な裁量権があるやに読み取れます。これ、いくつか私の考え方を申し上げますと、墓地埋葬法第10条1項においては、墓地等経営しようとするものは許可を受けなければならないと規定されているが、点々の場合には許可を与えなければならないなどの規定はないためという言葉が出てくるんですが、大抵の許可に関する法律条例で許可を与えなければならないなんて書いた条例、法律は、私は見たことがありません。

一般的に禁止されていることが、やろうというときに許可ということがいるわけであって、何の法律でも許可制度があるところには許可を受けなければならないと規定されております。その後ろにある、許可しなければ、許可を与えなければならないなどという規定は、ほかの法律にも多分ないと思います。それはともかくとして。

あの後半のほう、知事は正当かつ合理的な理由があれば許可しないことができるというところのくだけですけども、これは、その後、行政の広範な裁量に委ねられていると今、安部議員言われましたけれども、大事な部分を今省略されましたよね。恣意的な許可、不許可ではなく、法目的に照らした行政の判断権に委ねられているというところ、そこは実は一番大事なところなんです。ここ読み飛ばしたら、今日傍聴されている方はあたかもなんだあの知事が勝手にできるんじゃないかと誤解されると思うんで、ここちょっと読み飛ばしてもらっちゃ困るんですけども。ということで、ここにあるように恣意的な判断は駄目ですよということなんです。

この許可しないことについての権限が認められていることにより安定した適切な運営ができるか否かを審査し、ずっとあるんですけども、最後、利用者保護の観点から許可しないことが重要である、これなんで利用者保護という言葉、これ利用者の立場から許可しないことが重要であるということであって、環境だうんぬんだということはここには書いてないです。

なんでここに利用者保護の観点から許可しないことが重要であるかという、その前段のほう、1ページ目の後段の（2）墓地経営を取り巻く厳しい現状、この中で、墓地の販売だとか経営の、運営上の財産の問題、運用上の問題、それから経営の見通しの問題、こういったことで安定的に経営できない墓地の利用者が困るという状況を保護するために利用者保護の観点から許可しないことが重要であると、この結びに来ているんです。

だから、なんていうか、恐らく安部議員が期待されている環境うんぬんという観点ではここはないというところを、ちょっと、何度か読み込むとそのことがなんでここに利用者保護の観点からと出ているかというところが理解できるんです。だから、そこはそういうことで私は解釈しております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 何度もこのガイドライン読み込んだ町長に対してこういうことを言うのは失礼かとは思いますが、この国のガイドラインの中には、それに続けて、墓地は公共の利益との調整が必要な施設であり土地の所有権や利用権を有するからといって誰でも自由に設置できるという性格のものではない。墓地埋葬法第1条にはこの法律の目的として、この法律は墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とすると規定されており、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、その他の公共の福祉の見地からも制約を加え、調整を行うべきものとされている。近年の火葬率の上昇に鑑みると公衆衛生の確保も去ることながら、これ以外の部分、例えば周辺的生活環境との調和等の公共の福祉の調整が重要であるというふうにもうたっているんですよ。

町長、これ何度も読み込んで熟知してるから、このことも熟知されているというふう思うんですが、つまり、国はどういうことを言っているかということ、国は墓地の建設許可を出す際にはその利用者の方の観点だけではなく、周辺で暮らす方々の生活権を侵害しないことも一つの重要な判断材料に下さいという指導しているわけですよ、このガイドラインで。今、山香町下切地区にお住まいの方々は、この建設が予定されている大規模な土葬墓地によって生活用水が汚染されるのではないかという不安を抱えながら生活しています。国のガイドラインに従って、この墓地の周辺にお住まいの方の基本的な人権が守られるよう、そして安心して暮らせるように、この土葬墓地の埋葬数を区画数に限定したり、規模の縮小を指導したりすることはできないでしょうか、教えてください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） なんかガイドライン論議になってしまっていますが、今の安部議員が読まれた文書のもっと後ろの方に、3ページ目の3行目の中段以降、個々の利益ではなく周辺的生活環境との調和を知事が許可するか否かの判断材料の一つとして考慮することは差し支えないと考えられる。これはそのとおりです。墓地の経営許可の行政権限はこうした調整を図るために法律により付与された権限であるが、この調整は諸般の事情を総合的に勘案して判断せざるを得ない性質のものであり、一律の基準を定めることが困難であるため広範な行政裁量権に委ねられているものであるとあります。

先ほど、私がこのガイドラインを評価すると申し上げましたが、3ページ目よりさらに後に、ガイドライン、墓地経営の許可に関する指針と許可後の経営管理に関する指針について詳しく書かれていると申し上げましたが、今の許可に関する指針の中で、今おっしゃっている周辺的生活環境との調和の話が出てきます。ここで言っている周辺的生活環境というのは何かというと、ちょっと読みますけども、墓地の設置場所について周辺的生活環境との調和に配慮され

ていることのくだりの中で、墓地の経営許可に関しては周辺の生活環境との調和も一つの判断要素であると、地域の実情に応じて学校、病院、その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定程度以上あること等を求めることが考えられると。

なお、この場合、墓地が生活必需施設であり公共施設であることにも十分留意すべきであると書いておきまして、これを受けて、我が条例は墓地の設置場所の基準、第10条ですけれども、これのまず2号、住宅、学校、病院、店舗、これらに類する施設からの敷地から110メートル以上離れていること、河川、海、または湖床に近接していないこと、高層でかつ飲料水を汚染する恐れのない場所であること、こういうことで、生活環境には十分配慮した条例になっております。ガイドラインを受けて、ガイドラインに従ってちゃんと定められた基準でやっているということでございます。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 今、私が質問かしたことに全く答えていないんですけれども、私が質問したのは、もうちょっと時間がないんであれなんですけれども、そういった生活環境、基本的人権を守るために墓地の埋葬数を区画数に制限する、もしくはこの規模を縮小する、そういったことを指導することはできないんでしょうかという質問です。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 墓の規模とかそういうことを許可の条件にすることは、法律を見ても条例を見ても認められておりません。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） 日出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例第9条第2項、こうあります。町長は全項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で条件を付すことができると、町長には国のガイドラインに従い、周辺の生活環境との調和等の公共の福祉の調整を図るために、関係者全てが納得いく解決に導く、そういう責務があるというふうに考えますが、この条例についてはどうですか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 先ほどの知事の墓地行政の裁量の話に戻りますけれども、恣意的な不許可とかいう行政判断はだめですよというのがありました。その前に、正当かつ合理的な理由があればということがあります。その埋葬数だとか面積だとか、そういったことが正当かつ合理的な根拠が成り立てばそれはあるかもしれません。けども、先ほど来、申し上げておりますように、もう太古の昔から行われてきていて、79が悪くて78ならいいとかいう根拠は、私はなかなかできないんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 安部徹也君。

○議員（6番 安部 徹也君） この大規模土葬墓地問題に関しては、もう町内外問わず多くの反対意見が上がってきています。それにも関わらず、町長は今日の一般質問もそうだと思うんですが、もう自分は行政マンでありその裁量権を持ってない、条例に基づいて粛々と進めるだけです、そういう姿勢を貫いています。これが、町のトップのあるべき姿なんではないでしょうか。

東京都の多摩市では旧統一協会が大規模な研修施設を建設する方針を市に伝えた際に、多くの市民から不安の声が上がったために、市長は敷地内の既存の建物の解体工事を着工しないよう申し入れたという報道がありました。市長は会見で、市として容認できないが動きを止める法的根拠はなく粘り強く交渉するしかないと述べたそうです。

また栃木県足利市では平成20年から22年にかけて、日出町と同じようにイスラムの土葬墓地建設計画が進められていました。墓地経営者である日本イスラム文化センターは市や住民に対して説明会を何度も開催して理解を求めましたが、結果的には住民は663人分の反対署名を集めて市へ提出、市は、建設は住民の理解を得てからと墓地経営者に通達し、土葬墓地建設計画は頓挫したという事例もあります。

首長というものは、そして行政というものは、御紹介したこの2件の事例のように、例え法律があったとしても、そこに住む住民の生活を第一に考えて、その暮らしを不安から守っていくのが責務じゃないんですか。

冒頭の挨拶でも私申し上げましたが、公職につくものの役割をしっかりと認識した上で、この大規模土葬墓地の建設問題に真摯に取り組んで関係者全員が納得した上で解決していただくことをお願いして、私の一般質問を終わりにしたいというふうに思います。

.....

○議長（工藤 健次君） お諮りします。ここで10分間休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、10分間休憩し、11時30分より開始いたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（工藤 健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。1番、多田利浩君。多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 1番、多田利浩です。一般質問を行います。

まずもって申し上げておきます。土葬墓地のお話をするんですが、私は、土葬墓地に反対しているのではありません。地球規模で私、信仰というのは自由だと思っていますし、許されていると思います。だから、信仰の差別をするという気持ちは全くありません。

6月の定例会でも申し上げたんですが、現在、日本経済、労働者が不足していて、外国人の労働者の皆さんに日本経済を支えてもらっていると言っても過言ではありません。ですから、その方が亡くなったときに、その方の信仰する宗教のスタイルで埋葬してさしあげる。これはとても大切なことではないかと、私は思っています。ここをきちんと踏まえた上での質問にしております。

まず1番目です。墓地埋葬に関する法律の第1条では、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とするとあります。日出町は、別府ムスリム教会の土葬墓地建設申請に際し、日出町の条例の条件を満たしていると判断、昨年、事前協議済書を交付し、墓地の開設に向けて準備を進めています。

この判断は、法律の目的に私はそぐわないと思っています。墓地埋葬に関する法律に支障を来していない根拠をまずお示してください。お願いいたします。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長、伊豆田政克君。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 多田議員の御質問にお答えいたします。

墓地埋葬等に関する法律第11条において、この法律は、墓地、納骨堂、または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とするとされており、これは、墓地の設置や埋葬等の行為そのものが国民の宗教的感情に根差すものであり、それらが宗教的平穩の中で行われること、また、そのような国民の宗教的感情に基づき社会習慣として行われる埋葬等の行為や墓地の設置が公衆衛生、その他公共の福祉の見地から制約を超えることが必要な場合があることからと解されており、

今回の別府ムスリム教会の土葬墓地に関しましては、宗教的感情に根差し、宗教的平穩の中で行われるものであり、公衆衛生、その他公共の福祉の見地からの制約については、その基準等を規定している、日出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例等に合致していることから、墓地埋葬等に関する法律第1条の規定には抵触していないと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長のお答えなんですけれども、日本の近代化に当たって、土葬は公衆衛生の観点から衛生的な問題があるとされてきました。そういう点から、日本は非常にまれに見る、世界でも珍しい、ほぼ100%に近い火葬が行われている。こうなった現在、墓地行政に公衆衛生政策に重きを置くということの意識は薄れてきているのではないかと、私は感じて

います。

人口2万8千人の基礎自治体である日出町が、このような大規模土葬墓地を、それに建設に許可を与えることは、時代に逆行しているのではないかと私は思っています。

最初に先ほど申し上げましたけど、土葬を必要としている人が日出町にお住まいであれば、その方の土葬墓地を日出町に、例えば町営墓地で埋葬してあげるということは大切かもしれませんが、九州各地からその土葬を受け入れるというのはいかがなものでしょうかという声がたくさん聞こえてきています。それについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

確かに居住している市町村で対応することができればよいとは考えます。現状、九州には土葬墓地がない中で、他県のムスリム教徒の方々が宗教的平穏の中で埋葬が行われるために要請があった場合に、別府ムスリム教会は九州全域から受け入れたいということだと思います。

また、墓地埋葬に関する法律第13条におきまして、墓地、納骨堂、または火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵、または火葬の求めを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされておりますので、要請があった場合には受け入れざるを得ないとは考えておるところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） あくまでも行政ですから、条例や法に従って進めていくということしかないんでしょうけども、今までこの問題をちょっと進めてきた中で、今年の6月の定例会、この中の附帯事項があったんですが、日出、杵築両住民の十分な理解を得た上で予算を執行するよという附帯があったんですね。今回、先ほど安部徹也議員もここを随分お示しになりましたけど、土葬墓地建設に反対されている下切の住民の方に対して3回説明会を開かれていますけど、いまだに納得をするところまでに至っていない。高平の方とは合意書が結ばれましたけども、今日、下切の方もたくさんいらっしゃっていますけど、今後その扱いについては、町としてはどういう対応をなさるおつもりなんでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今、議員が言われたように、3度説明会のほう、行ってきたところです。確かにまだ納得というか、はしていただけてはいないとは考えております。

日出町といたしましても、できるだけ不安を払拭していただいて、納得していただけるように努力していただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 納得していただいてから予算の執行、許可を出すということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 納得していただける努力はいたしますけれども、ただ、納得が売買等の許可条件となっているわけではございませんので、確かに附帯条件ではありますけれども、納得していただけないからといって、できないものとは考えてはおりません。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長、下切の方、納得していただくように努力は続けたいという、住民生活課長の今、答弁でしたけど、町長としてはどのようなお考えでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） これまで誠意を持って説明等を行ってきたところでありましてけれども、引き続き何かできることがあるか考えていきたいと思っております。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 言葉尻をつつくではないんですけど、何かできることって、何か町長、具体的にございますか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 具体的にないから、何かできることがあるか考えていきたいと申し上げたところがございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） ムスリム教会の皆さんも早急に土葬墓地の建設に向けてことを進めたいと思っていられるはずですから、その前にぜひ町長、何か下切の方とうまくお話ができるようなアイデアをぜひお考えになってください。

先ほどの安部徹也議員のお話の中にもあったんですが、火葬が100%近くになった現在、条例の見直しが必要なんじゃないかと。条例というのはやっぱりその時代時代に適応して、これは条例がずっと続くというわけじゃなくて、条例はある程度変えていかなきゃいけないものではないかと思うんですけども、そこは課長いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

議員、言われるように、条例はそのとき、そのときに合ったものに変えていくことは重要だとは考えております。今、議員が言われる内容が埋葬禁止したらというような意味合いでございましたら、その点についても今後検討の余地はあろうかとは考えておりますけれども、ただ、当然、禁止するためには具体的、合理的な事実等が必要になりますので、研究は必要だと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） ありがとうございます。この件でもう一つ、安部徹也議員も先ほどおっしゃったから重なる部分もあるんですけど、今後50年、100年、未来永劫にわたって79区画という、これが規模が大きいのか小さいかというのは、それはいろんな御判断があるかと思うんですが、未来永劫にわたって日出町に残るわけですね。

そこで、町としてきちんとそれ管理が、もちろん毎月5日に報告をもらうということでしたけれども、その管理がきちんとできるんでしょうか。課長いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今、言われたように、毎月の報告もいただきますし、日出町としても少なくとも年に一度は現地にて確認等もいたすこととしておりますので、管理はできると考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 支障を来していないということですので、私はこの質問は次に移るんですが、先ほど申した墓地埋葬に関する法律の第3条では、埋葬または火葬は死亡または死産ですね、死産後24時間を経過した後でなければこれを行ってはならないとあります。これに対してイスラムの教義では、24時間以内に埋葬する、埋葬したいということになっています。日本の法律とイスラムの教義では、相違があり、相入れません。この点について、日出町としてはどのように管理をなさいますか。お答えください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

議員に言われたように、墓地埋葬に関する法律第3条において、埋葬または火葬は死亡または死産後24時間を経過した後でなければこれを行ってはならないと規定されていることから、法律の規定どおり、24時間経過後でなければ埋葬または火葬は行わないと考えておりますし、それはしっかりムスリム教会にも伝えておりますし、指導はしたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、この件に関しては、ムスリム教会の方は、24時間を経過して、それから埋葬しますということで納得されているということですか。いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

言われるとおりです。納得されております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） これは去年のことだったと思うんですけども、トラピスト修道院に仮に埋葬されていますが、その埋葬が、昨晚亡くなった方が、次の日の午後に、だから24時間経たずに埋葬されていたように思われる報道があったんですけども、私が目の前で確認したわけじゃないですから、それははっきり申し上げられませんが、きちんとそれは、町として、管理をする体制を整えていく予定はありますか。いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今、議員が言われた件に関しましても確認をいたしました。そして24時間経過して埋葬したということを確認を取っております。今後もそのところは、もちろん法律でありますので、当然守ってもらうように指導もいたしますし、管理もする予定でございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 先月、視察研修で訪れた神戸市立の外国人墓地では、やはり24時間以内に埋葬したいんだという希望を持たれる方もいらっしゃるって、そこで若干のトラブルというか、競り合いがあったということを職員の方がおっしゃっていました。ですから、そこら辺に関してはきちんと法律を守るように、土葬墓地が開設された際には、まだ建設が完了したわけじゃないですから、守っていただきたいと思います。

3つ目の質問なんですが、土葬墓地建設に反対する政党が、7月28日に日出町と行政交渉を行いました。行政交渉の内容について教えていただけますか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

ある団体から、別府ムスリム教会が開設予定の土葬墓地について話を聞きたいということで電話依頼がありました。7月28日13時から約1時間程度対応いたしました。通常の窓口対応であることから音声記録はとっておりません。

大まかな内容については、水質汚染の恐れについて、風評被害が起こった場合等についての考え方等を聞かれ、そして団体の意見として、日出町にできると九州各県にできていく、日出町だけの問題ではない。墓地ができるとムスリム教徒が集まり増えてくる、移民が増えること、イスラム教徒が増えることからムスリム土葬墓地開設に反対しているというものだったと記憶しております。

それに対しまして、水質汚染の恐れについては、確認している全国13か所の土葬墓地で水質汚染の問題は起こっていない、開設後、ムスリム教会が毎年墓地の地下水の水質検査を行うことから安全性が確認できる、風評被害については起こらないようにできることはやっていく、また、毎年水質検査を行っていくということで答えております。

また、ムスリム教徒が増えることについては、我々はただ墓地を開設したいという申出に対して、法律条例に基づいて審査をしているだけで、そのことについて考えを述べる立場にはないと回答したところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） この団体、政党だったと思うのですが、もちろんちゃんとした行政交渉ですから何ら問題ないと思うんです。その後、これも道路の使用許可を取っていたので、これも正当に行われたものですが、役場の前で街宣活動を行っていますよね。

たまたま来町した方が私の知っている方で、非常にこのような街宣活動を行っていることに対して不安を感じたと。なぜ、そんな墓地、土葬墓地のことで、こういう町外から団体が来て反対してますというお話をしているのか。これに対してきちんと町が説明をしてこなかったツケがここに回ってきたのではないかということ、その町民の方はおっしゃっていたのですが、課長その点はいかがでしょう、どのようにお思いになります。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

街宣活動については、自由ですのでやっていただいていると思うのですが、それに対して不安を持たれたということであれば、その点に関しましては、ちょっとした、何と申しますか、ただ、確かにこれまで、皆さんが土葬墓地に関しまして、ほとんど知らなかったということで不安ということであったのであれば、もう少し知らせる必要があったのかなと感じてはおります。

そういったことから、今回、町報とホームページで載せて広報しているところであります。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） これだけ3年も4年もわたって、土葬墓地のお話が話題になって

いて、知らなかったということはまずないと思うんですよ。新聞でもテレビでも報道されてきましたから、不安を感じたというのは、どうしてこんな方が来て反対ですというお話を、街宣活動をやっているのかというのは不安を感じると思うんですよ。

町長はいかがでしょう。これ、こういう方が来られて、もちろん街宣活動、それは認められていることですから、やっちゃいけないということでもないですし、町長としては、そういう団体の方が来られて土葬墓地で反対ですということをおっしゃっていることについて、町長の感想をお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 政党の方が自分たちの主張を街宣されるのは、政党活動の一環でしょうから、それはそうなんだろうとっております。すみません、もう反問になるみたいですけども、多田議員がそのことをどこが問題とっておっしゃっているのか、ちょっとその辺をお聞かせいただけますか。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 外から来て、それだけのお話をされるというのは、土葬墓地がやっぱり問題があるという認識、それを植えつけられるということじゃないですかね。土葬墓地が安全じゃないということをおっしゃっているわけじゃないですかね、チラシもありましたけれども。そういうことで住民は不安を感じる。

その方、見た方もおっしゃっていましたが、土葬墓地は安全じゃないから、水を汚すから、こういうものを日出町に造るのはいかがなのか、そういうことを言っていましたと言っていました。

そういうことなんじゃないでしょうか。何か私、変ですかね。不安を感じるというの。町長、反問と言われたから。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） すみません、それだけお聞きしてもまだ私、答えが見つからないんですが。どういうことをお答えしたらいいんですかね。彼らとその墓地を、政党の人たちが彼らの知識の範囲内で考えると不安ということをおっしゃっているんでしょうけれども、それはそれとして、町民にはもちろん説明責任は、我々にはありますけれども、この政党の方々も行政交渉という名前で見えられたから、住民生活課も丁寧に説明して、しかる後にまだ何か理解できないということなんじゃないでしょうか、それはまあ、街宣をされたということですね、すみません、まだ私も理解できていないで、すみません。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） またきちんと町長に説明できるように、私も考えをまとめます。

最後の質問なんですけども、同じように土葬墓地に反対する団体が6月に新聞のチラシの折り込みを行いました。さらに別のチラシを町内の広範囲にわたって、各戸に投函しました。これを見た町民から、町は町民に対して説明責任を果たしていないのではないかという指摘を受けています。

町として町民にどのような説明を行いますか、お答えください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

町内外の方から問合せ等もいただいております。御意見をいただいていることから、今回、別府ムスリム教会が開設を予定しています土葬墓地について、墓地の概要、これまでの経緯、水質汚染の懸念について、主な問合せの回答などを、広報ひじ9月号及びホームページでお知らせしているところであります。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長のお答えは、広報で説明をしましたということなんですけども、昨日これ、役場で頂戴して拝見しました。土葬墓地について、お問合せや御意見をいただいていることから、概要について説明いたします。御説明しますというんですね。これ、近所の方とちょっと広報を見て話をしたんですけども、問合せや意見がなかったら、土葬墓地についての説明はしなかったんだろうかと、あまりにもこれは、役場の対応がいかがなものかと。

これは、土葬墓地というのは、先ほどちょっと申しましたけど、火葬が一般的になってきている中で、新たに土葬墓地をつくるということは、やっぱりなかなかあり得ないことだと思うんです、あり得ないというか、非日常というか。もっとこれ早くこういったスタイルでもいいので、説明をすべきだったんじゃないかという御指摘を受けたんですけど、いかがでしょうか、課長。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

この土葬墓地、確かに議員が言われるように、土葬墓地は造るということは、めったにないことなのかもしれませんけれども、あくまでもこれは、許認可の事務の中の一つでありますので、事務を遂行してきたところです。

問合せ等があることから、今回こういった形で広報させていただくこととしたところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 広報ひじの中にはなかったんですけれども、そのほか、町ホームページに詳しく掲載していますので御覧くださいとありまして、ホームページを見ました。これ

については、飲料水を汚染する恐れがないというお話が書いてあって、日出町では以下の点から飲料水を汚染する恐れがない場所であると考えています。考えていますというのは、これは誰のお考えでしょうか、課長。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） これはもちろん住民生活課、日出町の考えです。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） これは委員会でも申し上げたんですけども、主観的な表現はふさわしくないんじゃないか、客観的な表現をきちんとすべきじゃないかっていうことを申し上げたんですけども、そのまま掲載されているので、これはいかがなものかなと思うんですけど、考えています、考えていますという言葉が2回繰り返されるんですよね。客観的な、先ほど安部議員もおっしゃっていましたが、化学的な根拠は必要じゃないでしょうか。そういう点からこれは不適切な表現だと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） そこに掲載してあるものはもちろん日出町として、もちろん客観的なことごと等から判断したことを書いてありますので、判断したという意味合いで考えているというところであります。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 判断したと書き直しておいてください。そうでないと、これは誰か主観でやっていることだということにとられかねません。そうした方がいいと思います。

土葬墓地に反対する団体のチラシ、結構激しい内容だったですね。2枚目のチラシでは、町長をリコールをしましょうというようなことまで書いてあって、激しいなど私、個人的に思ったんですが、このチラシを見た町民から意見がたくさん寄せられました。

通告書にも書いてあるんですが、その方はあくまでこれ宗教を尊重して日出町に居住している人のために土葬墓地を建設することは理解できる。九州各県からの遺体を日出町の墓地で、日出町で建設されるであろう、今から分からないですけども、墓地で遺体を受け入れるのか理解ができない。あくまでも居住している自治体で対応すべきではないのか、日出町はどのように考えているのだろうかという御意見でした。課長いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

先ほど安部議員のときにお答えいたしましたけれども、居住している市町村で対応することができればいいと考えますけれども、現状、九州には土葬墓地がない中で、他県のムスリム教徒の

方々が宗教的平穩の中で埋葬が行われるために要請があった場合に、ムスリム教会は九州全域から受け入れるということだと思います。

また墓地埋葬に関する法律第13条において、墓地、納骨堂、または火葬場の管理者は埋葬、埋葬、収蔵、または火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないとされていることから、要請があった場合は受け入れざるを得ないと考えています。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） そういうことについては、もうきちんと、これは住民に説明すべきじゃないかと思われま。

次に書いてあったのは、通告書に書いたのは、水を守ってほしい。町長が発言した、これは6月の定例会で、安心して暮らしてくださいと、大丈夫ですとおっしゃったことの内容についてのことなんですけども、安心安全についての科学的な根拠が必要じゃないのかということを知りました。課長いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 水質の汚染しないことについては、ホームページでも町報でも書いておりますように、他の土葬墓地で問題が発生していないということで客観的に安全であろうと判断しているところです。

科学的な根拠ということですけども、これも実際問題として、科学的に間違いないだろうとこのことの証明といたしましては、今後もし開設された場合に水質検査をすることとしておりますので、その水質検査をすることによって科学的に証明ができるものと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 次の町民から聞かれた内容なんですけども、6月定例会で町長は土葬墓地について何も心配することはないと答弁した。何も心配することがないのであれば、わざわざ町有地を売却して、町有地を売ってそこに来てもらうのではなくて、当初の場所でいいじゃないかと。高平の方にもそれ迷惑かかることはないんじゃないかというお話だったんですけども、これについてはいかがでしょう。

わざわざその町有地、トラピスト修道院のクッキーのところから入った町有地にする必要はないんじゃないかという御指摘なんですけど、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

開設予定地の変更につきましては、条例上の近隣住民等であります高平区から、開設予定地に

ついて既に土葬墓地がある大分トラピスト修道院に隣接した町有地での変更を求める提案があり、別府ムスリム教会が変更へ同意したという経緯でございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町有地であると今度、下切の方が納得しないわけですよね。ですから、この問題についてもきちんとこれは、町民にもっと詳しく説明をする必要があるんじゃないかと、私は思っています。

その次なんですけども、2018年、平成30年12月に別府ムスリム教会が土葬墓地開設の相談で来庁した際に、担当課長、担当者だと思っただけなんですけれども、日出町の条例の条件を満たせば開設できるとなぜ返答したのか。

これ先ほどの質問にもありましたけど、土葬墓地を条例で禁じている近隣の自治体、これは中津ですけどももあります。その前に別府市に相談をして、別府では難しいですと断られている。そのことについて、もっとこれは慎重に対応すべきだったんじゃないか、慎重な対応が求められたんじゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

慎重な対応というのが、どういった対応かというのがあれなんですけれども、日出町では法律、条例で埋葬のほうは禁止されておりません。法律、条例に合致していれば墓地を開設することは可能である以上、相談があった場合には、できませんと回答することは困難だと考えます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 土葬墓地について話が堂々巡りのようになってしまっているんですけども、火葬が100%近い状況の中で土葬墓地を造らせてくださいというのは、非常に特殊な例だと思うんですね。ですからそこで、条例の条件さえ満たせば土葬墓地を造ることができますよって回答するのは、私はいかがなのかと思ったんですけど、それについていかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 確かに件数ですとか、そういったことは土葬墓地を造るということは、少ないとは考えますけれども、ただ法律も条例も禁止はしておりませんし、その中で日出町の条例でも土葬墓地を造ることについて、きっちり規定もされておりますし、特殊だから特別に何かをすべきという規定もありません。なので、そういったことから、恣意的に特別扱いをするというのは難しいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） この条例に従って墓地建設を進め、認めて、日出町の住民の安心、安全は確保できる、安心して暮らしてくださいということですよ、町長。この墓地は日出町の住民にとって有益というか、何の得になるのかということ、これを聞いてくれって言われたんですね。これ日出町の住民にとって何の得になるんですか。それよりも、いろんな不安、水が危ないとかそういうことをたくさん言われて、私たちは不安に感じると。これを本当に自分たちの子や孫、50年、100年先に残していいのか、科学的な根拠を示してください。

でも、多分、科学的な根拠でこうだから安心してくださいと言われても、不安に思う方はいらっしゃると思うんですよ。だから、あくまでも日出町は、町民のためにいろんなことをやっていくというのが原則だと思うんですよ。だから、これ町民ファーストというか、それが原則だと思うんですが、さっき町長おっしゃいましたけど、あくまでも私が土葬墓地を誘致しているように思われるんですかと言われましたけど、これ町民、そう思っている町民いますよ。

もっとだから、これ説明責任を果たしていないということを使ったのは、きちんとそういう面で町民に各地区で説明会開くなりなんなりしないと、町民は納得しないですよということ。

だから、これはもう6月のときもお話をしましたけど、条例に沿って粛々とやりましたというのを何回も聞きました。そうじゃなくて、これは住民の感情をきちんと納得して、住民に納得してもらうのが僕は大切かと思うんですけどもそこができていない。

先ほど1番目、2番目、内容が重なっているんで、少しそのところは割愛してお話をしますけど、日出の住民が安心して暮らせる配慮が最大限に必要なかと思うんです。だから、広報に示したような内容では、これは納得しないと思いますよ。だからきちんとこれについては、各地区で住民説明会を開くなりなんなりしないと、町長、言葉は悪いですけど、町長は誰の味方をしてるんですかって僕は聞かれたんですよ。町長に聞いてくれって僕は言ったんですけど、それぐらいやっぱり町民の方は不安に思っています、チラシが配布されたことで。

これも町外の方ですね、愛知県の方でしたけど、そういう方が問題提起しているということ、僕はすごく重いことだと思いました。

もちろん執行部、町長含めて担当課長もそうですし、日出町の職員、議員も、日出町の住民が安心、安全に暮らせるということを思って活動してるわけですから、働いていらっしゃるわけですから、本当にこの土葬墓地、日出に許可していいのか、法律でいいから、条例でいいから、そればかりおっしゃるけど、住民はそういうふうには思わないんですよ。そうじゃないと、6月のときも町長おっしゃっていますよね、そのときにある法律、条例によるものでなければ、我々も行為ができないということは、法治国家の前提だと思うんです。

行政マンとしてちゃんと従っていかなくちゃいけない。それが行政の仕組みですと。逆にそれを

しなかったら、役人の裁量でどうにでもなってしまう、法治国家が崩れてしまうと思うんです。おっしゃるとおりですよ。ですから、そこに僕は、住民の気持ちは何か置き去りにされているように思うんです。町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） るる多田議員からお話がありましたけれども、なにか町民がこれで得をするのかというようなお話がありましたけれども、その話は、墓地の誘致を政策で進めようとしているときにする議論だと思うんですよ。これが町民のために何のメリットがあるんですかという話はね。政策で進めているときならできる。

これは何度も言うように、条例判断、許可事項なんですよ。私が造りたいわけじゃなくて、申請者が造りたい。申請が出てきたときに、名前を忘れましたが、日出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例というのがある。それに基づいて申請してきた。そのときに、日出町に得があるかどうかという判断はもう既に入らないわけですね。申請者が一般的に禁止されているものを許可してくださいと来ているわけですから。だから町民がこれをどこに得をするのかという話は、これはもう全然論外ということでお考えいただきたいと思うんですね。

安全、安心のために仕事するのが行政じゃないかというような話だったと思うんですけど、いいですか。だからこういう条例を作っているわけです。

さっき申しあげましたように、ガイドラインの公衆衛生の部分についても、条例の第10条で設置場所の基準ということで、いろんな定めをしてある。これだけ守っていれば、墓地を造るにあたって安心なものができるでしょうということなんです。

誰の味方かという、もちろん私は町民の味方です、私は町長ですから。町政運営にあたって、やはり公正、公平というところは根底に置いていなくてはいけない。そこは分かっていたきたいんですよ。味方味方という感情だけで仕事をするわけにはいかない。やはりそこには法律があり、条例がありする中でね。

条例を逸脱した判断をしたり、法律を逸脱した判断をしたりして、その結果裁判になったと、町が敗訴したとなれば、今度は町民に迷惑をかける。だからそういうことも判断し、考えながら、今を行動しなきゃいけない。それがやっぱり町長だと思うんですよ。

そういう判断の中で、今回の条例判断もやっているという、総括的なお答えになりますけど、味方かどうかというのは、町民の味方ですということで、議会報にはそう答えたと書いておいてください。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 議会報はなんせ字数が少ないもんですから、どこの言葉を載せるかはまた私が判断いたしますけれども、きちんと町民に判断、私は町民の味方ですということ

お答えになられた方がよいと思います。

結構この議会の模様をユーチューブで御覧になっていて、それで御立腹になったという方もいらっしゃる。町長の発言で、町長はあんまりじゃないかと、町長は誰の味方をしているんだということをおっしゃる方もいる。さらにリコールなんていう話もああいうピラを配られるものから、そこでいかがなのですか。

ちゃんとこれは、これだけ大きな問題なんで、ぜひ各地区で私は説明会をすべきだと。町長これ広報に載せるぐらいでは、住民の方は納得しないと思う、僕は。そう思われます。

それぐらい大きな問題だと思います。これ未来永劫にわたってこの墓地が残り続けるわけですから、あの時にその判断が間違っていたのか、条例がそうになっていたから判断して、条例に基づいてそれを許可しましたという、それでいいのか。僕はそうじゃなくて、僕は町長としての高度な政治的な判断を求めています。本当にこれが町民に幸せをもたらすのか。もたらしますというんだったらそれでいいですよ。だけど僕はそうじゃないと思う。

50年後、100年後にこれ土葬墓地残っていてどうなるか分からない。50年後、100年後、町長ここにいませんよね。僕もここに多分いないですよ。年齢考えたら。誰が責任を取るんですかって、あのとき本田さんが許可して造った墓地ですと、未来永劫ずっと言われますけども、僕らもなんできちんとそれを歯止めをかけることができなかつたのかって、あのときの議員がつまらなかったからそうなんだって言われ続けるでしょうね。そうですか。

町長、最後にこの点、御意見をお聞かせください。それで私の質問を終わります。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 高度な政治的判断という言葉が出ましたけども、多分、超法律的措置を想定されているんじゃないかと思うんですが、これも何度も申し上げて聞き飽きたでしょうけども、条例で定められている手順、基準に基づいて判断する以外に、条例がないことだったら判断がありますよ、条例にない政策的なことを行うのであれば、それはもちろん判断があるんだけど、この条例があるのに、これに基づかない判断をしたら、逆に議会は、町長それは駄目だよと言わなくてはならない、そこがチェック機関の役割だと私は思うんですよ。

条例にはこうなっているけど違う判断をなさいというのは、それはやっぱり議員の仕事ではないと思いますよ。そこはちょっとやっぱり、その大前提の上でこういう議論をしましょう。ちょっとこういうことを議員に言うのは寂しいけども、ちょっとその点ではお互いしっかり踏まえた上で議論しましょうよ。政治的判断がここに現れるはずがないじゃないですか、条例があるのに。ちょっとまたゆっくり議論しましょう。

終わります。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長の御意見に従って、私ももっとお話ができるように、自分の中身をブラッシュアップしていきたいと思えます。ただ、これは住民の声であるということは間違いないです。きちんとそれは住民に説明をすべき責任は町長にあるかと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（工藤 健次君） お諮りします。一般質問の途中ですが、ここで中断してしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。午後1時20分より再開いたします。

午後0時20分休憩

.....

午後1時18分再開

○議長（工藤 健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。8番、阿部真二君。阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） ただいま指名頂きました8番、阿部真二です。午前中とは打って変わって傍聴の方がほとんどいませんが、しっかり質問していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。執行部の明確な答弁をお願ひします。

6月議会の一般質問で、教育行政面からの少子化による課題について伺い、校区の見直しや大神小中学校を特色のある教育体制にすることで人口増加が図れないか確認させていただきましたが、今のところは考えていないが、必要であれば考える旨の答弁で、教育行政面からの人口増加は難しいようなので、今回は一般行政面からの取組、政策について伺います。

まず、現状把握のために地域別の10年前、平成25年と5年前、4年前、3年前、2年前、現在の人口推移、増減数、減少率を教えてください。増減数、増減率については、平成25年対比をお願いします。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長、梶原新三君。

○政策企画課長（梶原 新三君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

各地域の人口増減を各年6年分お答えするとかなりの時間がかかりますので、各地区の平成25年度と令和5年度の比較、それから大神地区の各年度の状況をお伝えすることでよいでしょうか。いずれも6月末現在の人口でございます。

まずは、各地区の平成25年度の人口でございますが、南端地区318人、豊岡地区7,314人、

日出地区5,902人、藤原地区3,854人、川崎地区5,862人、大神地区5,430人、合計で2,868人となっております。（「2万8千」と呼ぶ者あり）すみません、2万8,680人となっております。失礼いたしました。

続いて、令和5年の人口と増減率です。南端地区251人、21.1%の減でございます。豊岡地区6,949人、5%の増、日出地区5,695人、3.5%の増、藤原地区4,032人、4.6%の増、川崎地区6,349人、8.3%の増、大神地区4,738人、12.7%の減、人口の合計は2万8,014人、2.3%の減となります。大神地区の各年ごとの人口は、平成25年、5,430人、令和元年、5,065人、令和2年、5,004人、令和3年、4,908人、令和4年、4,784人、令和5年、4,738人と年々減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） ありがとうございます。皆さん、今の人口状況が把握できたかと思えます。

では、次に出生数、高齢化率の推移について、同じようにお答えください。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長。

○政策企画課長（梶原 新三君） お答えいたします。

人口増減と同じように、平成25年度と令和5年度の状況、そして大神地区の年度別の高齢化率等をお伝えいたします。

平成25年度の高齢化率は、日出町全体で26.5%、令和5年度で30.9%となっております。大神地区の各年度の推移は、平成25年、30.5%、令和元年、35.8%、令和2年、36.3%、令和3年、37.3%、令和4年、37.5%、令和5年で37.5%です。

出生数は日出町全体ではございますが、平成25年、248人、令和元年、218人、令和2年、203人、令和3年、213人、令和4年、188人となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） ありがとうございます。今まで人口推移、出生数、高齢化率等々を数値にて答弁頂きました。

では、本来の質問に入りたいと思います。日出町としても第5次日出町総合計画後期基本計画で計画の概要の5番目に「少子高齢化と人口減少対策の強化を行う計画とする」とうたっており、具体的に重点戦略として3つの重点プロジェクトを目標値を設定し、展開していると思います。皆さんお聞きしたように、人口では南端、大神の減少が大きいことが分かります。逆に藤

原、川崎は、一般の宅地造成業者の営みにより増加傾向となっています。出生数は右下がり傾向、高齢化率は右上がり傾向になっています。私は大神出身の議員として、特に大神地域について具体的に伺っていきたいと思います。このまま人口が減少し高齢化が進み続けた場合、地域にとっても行政にとってもあらゆる面で大きな痛手となることが危惧されますが、この推移を見てどう感じ、どのようなアクションが必要と思いますか。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長。

○政策企画課長（梶原 新三君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、人口減少、少子高齢化は日出町において進んでいる状況でございます。この状況は日出町だけでなく、全国的な状況だとも思っております。

日出町といたしましては、先ほど議員御指摘のとおり、総合計画の重点プロジェクトに掲げております、若者世代・子育て世代に選ばれるまちづくりを推進し、高齢者の皆様に対しても、住み慣れた地域で生きがいを感じながら安心して長寿を楽しむことができる地域コミュニティの活性化を推進している状況でございます。

地区別に見ると、議員御指摘のとおり、人口の増減に格差が出ております。大神地区にしましては、人口減少率がマイナス12.7%と南端地区について人口の減少が進んでいる状況であり、高齢化率も年々増加している状況です。人口増加しているのは、先ほど議員御指摘のとおり、藤原や川崎地区でございます。

日出町総合計画の土地利用計画には、「恵まれた自然、歴史的環境との調和に配慮し、本町の特性を生かした安全、健康で文化的な生活環境の確保と本町の均衡ある発展を図ることを基本理念とします」とされています。こういった土地利用の中で都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の見直し、あるいは景観計画、立地適正化計画等の策定検討を行うことにより、大神地区においても住宅開発、それから居住誘導、それから企業誘致の誘導等を進めるとも行っていくことが重要だと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） 総合計画でうたわれている内容を進めていくということですが、今時点では私の住んでいる港地区とかであると、地域の清掃活動とかそういう末端の活動、いわゆる道普請とかですね、そういうのができなくなっている地域というところがあったりとかしてしまして、そういうところが全部高齢化でできないとなったときに、行政ができるのかどうか。するとするとやっぱり経費がかかるわけで、そういったところもしっかり今のうちから考えておく必要があるのではないかと。それやら、そのほかにも地域別のお祭りとか、歴史行事等々がいろんな地区地区であったりするんですけども、そういったお祭り事、行事がだんだん衰退化

しているということも見受けられます。行政からしても公民館行事ですね、地区の公民館行事等々もどんどん、コロナの影響もあり、衰退してきているということも顕著に現れているかと思うんですが、そういう細かいところ、地域に委託している、委託という言い方はちょっと変ですけど、地域にお願いしてやっている行事等々ができなくなってきたと思うんですけども、そういったところは今後行政としてどういうふうにか考えるのか教えてください。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長。

○政策企画課長（梶原 新三君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域コミュニティの希薄化というのは、大神地区だけじゃなく全体で進んでいるということは承知しております。そうした中でも、日出町としましても、そういった地域コミュニティを活性化させるための取組というのは総合計画にも書いておりますが、まずは議員御指摘のような人口誘導等は進めていくべきかなとは思っています。大神地区には小中学校の公共施設もあります。日出町中心部からの道路等も完備され、歩道つきの道路も完備されている状況でございます。

政策企画課としましては、こうした状況の中、立地適正化計画など策定を今後今勉強している状況でございます。今、どうしたら居住誘導とかはできるかということも、政策の中で各課と連動しながら検討している状況でございますので、大神地区への居住誘導、それから人口の中心地への誘導等も検討していきながら、コミュニティを活性化させる仕組みはまだまだほかにもあると思っておりますが、まずは政策としてはそういう誘導も考えております。

また、大神地区地域団体の方々が糸ヶ浜等で活動していただいている状況です。こういった地域の方々が活動していることに対しまして、日出町で応援しながら交流人口を増やしながら、大神地区の自然環境のよさ等をアピールする取組をまだまだ進めながら、大神地区への人口誘導も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） なかなか難しい課題だと思うんですけども、先ほど答弁ありましたように、地域コミュニティの活性化等、人口誘導という言葉もありましたけども、積極的にというか、町長の肝煎りで短期間で進めていただきたいなというふうに思うんですけども。一番手っ取り早いのが町営住宅等々、今、青津山住宅は新規入居は不可能で移転してもらっている状況だと思うんですけど、成田尾も新規入居は多分今も止まっているかと思っております。そうなってくると日出町内のそういう町営住宅がかなり減ってくるということもありますので、そういう町営住宅を計画的にというか、大神に持ってきていただければ、今のところ予定は50戸ほどとなっていますけども、100戸ほど造っていただければ、1戸当たり3人住んだとしたときに300人

ほど増えると。多分若い人が多いと思うんで、そういった場合は子供も増えるということになりますので、ぜひそういう町営住宅を大神に誘致していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 都市建設課長、須藤淳司君。

○都市建設課長（須藤 淳司君） それでは、今の阿部議員の御質問にお答えいたします。

以前の一般質問でも町営住宅を誘致してはという御質問があったと思います。そのとき私も、多分町長のほうもお答えしたのが、大神地区には確かに今のところ町営住宅が存在しなくなっているということで、移転の中の候補地の一つとしてはあるんじゃないかという説明はしております。

今議員がおっしゃいました、町営住宅を大神地区に誘致という、その誘致だけでは、いわゆる今なぜ大神地区が人口が減少傾向に入っているのか。私どもの都市計画の立場から言わせてもらうと、いわゆる県道のほうは片側一車線の二車線道路に歩道つき、自転車歩道つきの整備もいたしております。ですから、日出駅から大神方面には非常に利便性のいい道路ができています。なおかつ、今度、大神駅のほうとか大神漁港、それから八代のほうの杵築方面、それから観光名所のソラージュとか、大神ファーム、糸ヶ浜のほうにも片側一車線の歩道つきの道路が整備されております。これだけのインフラ整備は、ほかの地区よりも非常に進んでいると私は考えております。しかし、人口が減少しているということは、何か大きな要因があるんだろうというところを解決しないことには、いかに町営住宅をそこに設置しただけでは、そのいわゆる何か若い世代が小中学校に進んでも、その後、高校に行くのにどうやって行けばいいのか。親御さんが毎日送迎しなくちゃいけないのかとか、その後高齢化したときに、そこに住んでどうやってバスもないのに病院に行かなくちゃいけないのかとか、いろんなことを考えたときに、やはりその選択肢としてなかなか少ないんだろうということだと思います。そのときに、うちの政策のほうがありました誘導していくという方法、その誘導していくという方法も都市計画の中の手法としてあります。そういうのも含めて考えていった中の一つとして、いわゆるそのメリットとして町営住宅を少しでも誘導していくというのは、その中で考えていくことについて私は有益ではないかと思っておりますので、先ほど政策が言いました、誘導するという方向を今から検討していくということについては、私どものほうもそれが一番ベストではないかと思っております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） なかなかいきなり町営住宅の誘致というのも厳しいかとは思いますが、人口誘導という言葉がまた出ましたが、それを具体的にどうやっていくか。何かがあって人を集めるのか、人が集まるから何かをするのか。いろいろ考え方もあろうかと思っております。

ども、ぜひ先ほど課長言われたように、なぜ減っているのかというところも研究は必要かと思いますが、まずは何かそういった施設を造ることによってそこに人が集まるということも一つの案というか事例になるかと思しますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

先ほどあった、高校生になったときに、通学に親が送り迎えするとかということもありましたけども、そういうところは今でも同じなんで、そこはできるのであれば、そういうスクールバスみたいな、時間帯決めてある地域から駅とかいう、そういったこともお金かかることですが、できるのであればそのほうが一番いいとは思いますが、そこまでは多分経費もないし大変なので、そういう辺は今までどおりでいいかと思うので、その辺も検討していただきたいというふうに思います。

それと皆さん御存じのとおり、大神は雄大な自然、休耕田、荒廃地いろいろあります。そういったところを一般の造成業者等々と手を組んで宅地造成するなりすれば、またそこで何戸かの家ができたり、内野みたいに大規模宅地開発ができればもっといいんだとは思いますが、できるところから手をつけて、そういう宅地造成、土地はあるので、造成すればそこには人も呼び込めると思しますので、ぜひそういう一般企業とのウィン・ウィンの関係を自治体として組んで、見直しというか、これからの検討課題として研究していただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いします。

そのほかにも、先ほど言ったように大神はたくさん自然があります。企業誘致というと、なかなか工業団地の中にも入ってもらえない状況なので非常に厳しいとは思いますが、やりようによっては、コロナの関係でよいか悪いか、リモートで仕事ができるような方も多々おりますので、ぜひ空き家とかでも使って、Wi-Fi環境を整えてあげれば十分活用できると思うので、どっかの自治体がやっていたと思いますけども、そういったことにも取り組んでいただきたいと。やっぱり一番いいのは、製造業だとか大規模商業施設、研究開発施設というような部分も誘致できるのであれば、ぜひやってもらいたいと。

随分過去に宇宙港の話はずっとやりましたけども、研究開発施設等であれば、そこにいなくてもできるものなので、日出町でどっか誘致して来てくださいと言えば可能性はあるので、今のみたいにダイレクトメールを送るだとか、そういうレベルでは多分見向きもされないので、やっぱりトップセールスですね。町長が出向いて有望な企業に声をかけると、手土産持って行ってやるというようなこともしていただきたいと思うんですが、企業誘致について、町長は実際にどこかに出向いてお願いをしたとかいうことはありますか。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 最近ではございません。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） 最近ではないちゅうことは、過去にはあるということですか。今7年目ですかね。具体的にどちらに出向いて交渉されたんですか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 宮崎県のほうの企業のほうにお話に行ったことがあります。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） 宮崎のほうということなんですが、その企業は今のところ日出町に進出していないので、それはちょっと失敗という言い方は失礼なんであれですけど、うまくいかなかったということだと思いますが。町長、首長ですよ、日出町の首長が自ら企業を訪問するとなると、相手側も生半可な気持ちで来ているんじゃないと、本当に誘致しようと思って来てくれているというふうに捉えると思うんで、最近は行ってないちゅうことなんですけども、町長室にいることも大事だと思いますけど、そうじゃなくて時間があるのであれば、どんどん日本中駆け巡って、47都道府県、大分関係ないとしても、46都道府県を全部制覇したよというぐらいトップセールスで走り回っていいと思うんで、ぜひここはちゅうところがあれば俺が行くということ、日出町の特産品持って伺うというようなことをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） おっしゃるように、ここがというところがあれば、ぜひ出かけていきたいと思います。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） ぜひ本当に企業誘致等をすれば当然人口も増えるだろうし、町に入る法人税等々も増えてくると思いますので、ぜひ町長自らがトップセールスでいろんな企業を訪問して、100社行けば1社ぐらい当たりますよぐらい言って、1社ぐらいでも取ってくるとい気持ちでやっていただきたい。その際にはぜひ過疎化し始めている大神地域に誘致をしていただけると、大神も活性化もするし、人口も増えてくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういった計画的にというか、これからの総合計画等々、中期計画に盛り込めるように、そういう活動を仕掛けて大神の活性化につなげていただきたいというふうに思います。しっかりお願いします。

それと、先ほども言ったように、大神はどんどん人口減少しています。当然高齢化率も37%、40%ぐらいが高齢者ということで、だんだんやっばり活力が失われてきているというふうに思います。そうなってくると行政的にも税収は減ると、医療費は増えるというふうに悪循環に陥ってくると思いますので、先ほどから何度も言っているように、南端もそうですけど、そういう人口減少地域を見捨てずにしっかり交流人口を増やしたり、人口誘導するという答弁もありました

けども、そういったところを本当に具体的に考えていただいて執行してもらいたいというふうに思いますので、しっかりその辺検討、研究、それもただやるんじゃなくて、スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。どうですかね、財政課長。税金、これからどういうふうに見込んでいますか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長、古屋秀一郎君。

○財政課長（古屋秀一郎君） 阿部真二議員の御質問にお答えいたします。

税金についてということなんですけども、当然企業誘致、人口増が進んでくれば税金は必ず伸びてくると考えておりますので、こういう重点プロジェクトに計上されております人口減少や少子化対策の事業は、財政課にとっても非常に重要な事業だと考えておりますので、これは全庁的に検討して進めていくべき事業だと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） そうですよ。なので、財政課からも各担当課や町長の尻をたたいて、税金が減らないようにとか、それはしようがない部分はあるんですけど、どんどん尻をたたいて、施策を実行するようにしていただきたいというふうに思います。

前回、校区の見直し等々も言いましたけども、やっぱり大神、このまま行くと子供がいなくなるとというのが目に見えていますので、その辺も教育行政からもしっかり一般行政側に、このままじゃ大神破綻すると、学校が。教育行政からも町長部局にしっかりそういったことも含めて提言なりしていただけるといいかなと思いますので、ぜひその辺を教育行政から町長への提言もしてください。

前回、校区の見直しという話もしたんですが、やっぱり校区というの変な境があるんで、それこそ例えば大神と川崎だったら、大神に行ったほうが近い子もいるし、大神でも川崎に行ったほうが近い子もいるんじゃないかと思うんですけど、その辺のグレーゾーンとか、どちらの校区に行くかとかいうところは親御さんの気持ちに委ねるといってあれですけど、その辺のグレーゾーンについては、どっちに行ってもいいというようなぐらいのこともしていただけると少しはいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺も検討をお願いしたいと思います。

過去ですが、大先輩が質問した内容がありまして、それも先ほど言った町営住宅の件と大神の現状をどのように捉えていますかということで、当時、政策推進課長ですけども、耕作放棄地の増加や山林の荒廃と適正な土地利用、維持管理が懸念されるということで、大神には多様な観光資源があるということで、そういった地域資源の潜在力を生かし切れていないというふうに当時答弁されていますので、そういう地域資源を生かすようにしっかり政策を打ち出していきたいというふうに思います。ぜひお願いします。

では、最後の質問になるんですけども、今まで人口減少地域、特に大神地域について伺ったんですが、逆に人口増加地域もあります。そういった人口増加地域のインフラ整備計画について確認したいと思います。特に川崎地域、内野地区と藤原南部が人口増加傾向にあります。これは日出町にとってとてもよいことだと思いますが、インフラ整備ですね、道路、下水排水、ごみの関係等々課題もあるかと思えます。今、人口増加が見込まれている地域、既に造成が終わっている地域等々、問題が起きる前に手を打つべきだと思うのですが、そういう新規宅地等々ができる際に、何か業者に対して、町からこういうふうにしてくれというような指示、指導はありますか。

○議長（工藤 健次君） 都市建設課長。

○都市建設課長（須藤 淳司君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

私のほうも今議員がおっしゃいましたように、この10年間で各地区ごとの人口増加しているところを確認させていただきました。藤原中部、藤原南部、それから豊岡では西の二、最も多いのが、内野地区で約700人ぐらいの増加が10年間で起きております。

この人口増加につきましては、今議員がおっしゃられましたように、民間業者による住宅開発が主な原因ではないかと考えております。この人口増加地域のインフラ整備計画についてですけども、そもそも住宅開発に必要とされている道路幅員、これはその都度その都度、開発のときに確認するんですが、必要最小限いわゆる必要限度の道路幅があれば認めざるを得ないということで、そういったところで現在、本来であれば道路の拡幅が必要ないというところに住宅開発ができていくというふうに申し上げたいと思えます。

しかしながら、住宅の数、それから、それに伴って人口が増えたことによって、地域全体の通行車両や歩行者は明らかに増加しておりまして、その方たちがどこを通るかというのは私どもが指定するものでございませぬので、やはり場所、利便性によって、そこで渋滞が起きたりとかトラブルが起きたりということは多々ありますので、急を要する箇所につきましては引き続き安全対策を行っていきたいというふうに考えております。

議員御指摘の内野地区についての対策ということで説明させていただきます。内野地区につきましては、特に日出港の臨港大橋、供用ができてから十数年前に町道笹尾・松ヶ鼻線という道路が開通しておりまして、それとアクセスしたことによって湾岸地域に200戸以上の住宅が今建築中でございます。それとあとは、もともと平成3年から農道網ということで緊急畑地農道整備事業ということで、内野地区を農道扱いということで道路整備をした形跡がございます。それに基づいて、ある程度住宅がそこに張り付いてきたということがございまして、今現在、その影響によって住宅が多くなっているというふうに思っています。

その中のインフラ整備の中で一つ一番大事なところは、子供たちの通学しているところが川崎小学校のほうに集中していると。その中で県道を過ぎて小学校に行くまでの間で金井田川の部分

で歩道がどうしても取れないところがあると。これは前、岩尾議員のほうにも御説明申し上げましたが、日出町ワーストワンの通学路だということで、その部分については引き続き今JRと県と協議しながら、この部分を対策をしていきたいということで計画を行っております。

あとは、先ほど申しました日出港の道路、日出港の橋梁から上がっていった町道で、まだ未整備の用地買収していない区間がございます。その部分は用地の関係者とのまだお話がついておりませんが、そこは非常に今後の人口増に対して歩道と車道を整備することは非常に重要だと思っておりますので、これについても今現在も認可を受けて行っている道路でありますので、これも引き続き対策、用地交渉に臨みたいと思っております。

ただ、もう一つ、7年から8年後における、今の小学生がそのまま中学生に上がっていくというときに、どうしても通学路が日出中学校方面に変わるんですけども、そのときの通学路が今の現在のままであれば、非常に密なところが出てくるのではないかと。そういうところのことも踏まえて、私どもも道路の対策を今のうちから練っていくと。これについては今のところまだ申し上げられませんが、この部分も対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 上下水道課長、中山雅広君。

○上下水道課長（中山 雅広君） 阿部真二議員の御質問にお答えいたします。

人口増加地域のインフラ整備についてですが、雨水排水についてですけれども、先ほど都市建設課長がおっしゃられたように、藤原南部・中部の地域の増加が見られる中、藤原南部からの水を国道213号線を横断しまして、国道213号線沿いの川野整備さんがあるんですけども、そのところより金井田川へ排水する雨水幹線の整備を計画しているところでございます。

また、川崎地区につきましては、はとタクシーの横にJRを横断する雨水幹線の整備を計画しています。人口増加対策というか、人口増加地域への対応を行っていきたくと考えております。その他、雨水幹線についての未整備の地域につきましては、それぞれ計画的に今後整備を進めていきたいと思っております。

汚水についてですけれども、汚水につきましては下水処理区域内においてまだ未整備の地域がございますので、未整備の地域については計画的に整備を進めていきたいと思っております。

議員のおっしゃられる内野地域ですけれども、内野につきましては雨水幹線としての計画はございませんので、今、既存の水路や道路側溝、それから流末排水につなげて海岸への排水をという形で行っていく形になると思っております。

今後、また大規模な開発等があれば、当然雨水排水の計画をつくっていただきます。当然排水先がなければ開発もできませんので、その排水計画に基づいて、業者と協議しながら進めていければと思っております。

汚水につきましては、全域内野地域について、要は下水が入っているわけではございませんので、その整備ができる区域については下水に引き込んでいただきまして、その他につきましては合併浄化槽の設置ということで、生活排水については処理していくような、推進していくような形になると思います。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 都市建設課長。

○都市建設課長（須藤 淳司君） すみません、南部についての説明が抜けておりましたので説明させていただきますと思います。

藤原南部につきましては、議員御存じのとおり、住宅開発が先に進んでしましまして、先ほど説明しましたように、いきなり今から道路の拡幅というのはなかなか難しいところがございます。藤原保育園から国道10号へ抜ける道等については、保育園児さんの送迎等が朝夕非常に混むとかいう話も聞いておりますので、何らかの部分的な拡幅等もできないかということで検討しているところがございますが、なかなか全体的な問題解決というのはなかなか難しいということで。また、認可を受けておりませんが、街路として藤原南部から福祉センターのほうに街路の都市計画決定している道路がございます。将来的にはあの道路が整備されていきますと、この辺の問題解決が一番ベストな状況になるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 阿部真二君。

○議員（8番 阿部 真二君） 都市計画というか、都市建設も上下水道課もそれぞれ把握した上で整備をしていくということなんで少し安心しました。ただ、これからまだいろんなところで造成等々が起きてくる、来ないといけないんですけど、来た場合に、町から先に指導をするぐらいの、道はこうじゃないといけないとか、側溝は今みたいなゲリラ豪雨みたいなのが起きるとすぐあふれたりするんで、サイズのこれぐらいの側溝は入れてくれとか、そういう事前に先を見越した指導をしていただけると、今後の開発がスムーズにいったらトラブルも起きないんじゃないかと思っておりますので、ぜひあらかじめ指導のほうをお願いします。

それと細かいことなんですが、先ほどの内野の住宅もそうなんですが、ダイレックスとかいろんなあるじゃないですか、仁王か、あの辺の住宅部分にも結構死角が多いというか、これは町がするのか警察がするのか分かりませんが、例えば横断歩道をつけるとか、交差点であればカーブミラーをつけるとか、そこまでできなければ、人を守るためとか一旦停止、停止線を設けるとか、そういう道路交通法上の安全策をぜひしていただきたいなど。結構ひやっとしたとかいうことを耳にするので、そういう危険な交差点ですね、宅地造成によってそういうことが起きようになった部分については、そういう一旦停止、停止線つけるとかしていただけると、よ

り安全に暮らせるのかなと思いますので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（工藤 健次君） 12番、岩尾幸六君。岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 本日最後となりました12番、岩尾幸六です。今年は6月、7月にかけて全国で豪雨災害が発生し、遅い梅雨が明けましたら、今度は連日、全国で記録更新となるような猛暑が続いております。通年では盆を過ぎたら涼しくなるんですけども、全国でも猛暑が続いておって熱中症などの報道が毎日される日々が続いております。

そんな中、今年5月コロナが第5類へ移行され、これまで自粛されていまして花火やお祭りが各地で開催されるようになり、地域のにぎわいも見えてきました。その一方、県内のコロナの感染者数は徐々に増加傾向にあり、8月には1,440名まで感染者が増加し、私もコロナにかかった次第でございます。特に感じますのが、日出町の私の周辺でも多くの人が感染しており、日出町においてはもう一度、一人一人が感染防止に注意を払わなければならないというふうを感じる次第でございます。

それでは、通告書に従いまして質問を開始したいと思います。

まず最初の質問ですが、令和3年に障害者福祉年金制度が改定されました。この障害者福祉年金の制度を見直した背景をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長、宇都宮博君。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） それでは、岩尾議員の御質問にお答えさせていただきます。

障害福祉サービス制度の普及及び利用者数の増加により、平成24年度から令和4年度の10年間で、障害者介護給付費の一般財源は1.9倍、障害児通所支援給付事業の一般財源は6.8倍と、年々障害者福祉費が増加している状況にあります。また、現金給付から自立を促すサービス支給へ転換が図られているという状況でもあります。

このような状況から、令和3年度事務事業評価で障害福祉サービス制度を維持していくためにも本事業を廃止とし、新たな障害福祉サービスの構築を検討していただきたいという判定を受けました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 今課長が言われましたように、障がい者に対するいろんな事業の経費が多くなっているということは非常に分かります。障がい者に対していろんな温かい支援がなされているちゅうことであれなんです。今までの障がい者が福祉年金もらっていたところが、

そこをカットされて、活用していたのに何で蹴られたかなちゅう人の声は多く聞くんですね。

そこで、福祉年金を廃止したこと、果たして、2年近くたつんですけれども、正解だったのか、ちょっと早かったかなとかいう考え方もあるかと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） 事務事業評価の判定につきましては、障害福祉サービスの制度を維持していくために、新たな障害福祉サービスの構築を検討するよとということでございましたから、この障害者福祉年金を廃止するということではございません。また、担当課としましては、この制度を廃止せずに見直しを行うということで再構築を行わせていただきました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） この事業を見直したところが、結果はよかったのかちゅうのを聞きたかったんですけど、そこが多分難しい判断だと思うんですけどもですね。次の質問からも関連したことになりますので、トータル的に判断をしていただきたいと思います。

次の質問です。今、福祉年金の見直しによって、受給条件が少し変わってきました。もう一度確認したいんですが、改正前の条件と改正後どのようなところが変わったのか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） お答えいたします。

まず改正前です。身体障害者手帳4級以上または療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳2級以上、それから日出町に1年以上居住していること、障害年金を受給していないこと、これが改正前でございました。改正後には、この改正前の条件に、老齢年金を受給していないこと、特別児童扶養手当等の支給を受けていないこと、生活保護を受給していないこと、市町村民税が非課税であることが加えられました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 改正後に老齢年金とか特別児童扶養手当などを受給されていない方ちゅうことで、やっぱりそういう受給条件を相当狭めたみたいな感じに取られるわけですね。逆に大きな支援というのはやっぱり広げなきゃいけないと思うんですけども、その対象者に対しては。何か条件を絞って、出し惜しみしているように感じるんです。ですので、今後はそういうことを毎回見直すことができるのであれば、その辺の改正もお願いしたいというふうに思っております。

次に、年金の受給条例が変更される前は、町内894名の方に年間6千円、支給総額約

530万円ぐらいを支給していたわけです。それが令和3年に制度が見直されて、年金の受給者がかなり減ってきたわけですね。1人当たりどれぐらいの支給額と総支給額はどれぐらいになったのか、ここをお聞きします。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） お答えします。

令和4年度の実績です。受給者数は48人、1人当たりの支給額は1万2千円、総支給額は52万1千円です。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 令和3年に当初計画のときに、894人が200名程度になるというふうに私ども聞いておりました。総支給額は1人1万2千円ですので、240万程度になると説明があったんですが、現在、課長では48名、総額で52万の支給をしているということで、48名しか、当初200名程度と言っているんですけど、48名しか今支給されていないということで、この辺の差が分かればお答えをお聞きします。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） 48名につきましては、受給のため申請をされたという方が48名ということになります。この制度は、申請をもって支給をするということになっております。制度変更による想定人数、先ほど岩尾議員がおっしゃられた200人ですが、そのときの課税状況などを考慮してこれぐらいの人数であろうと算定をしています。ですから、実際に48名しか申請をしなかったということですが、この申請をしていない理由というのは、こちらでは把握しておりません。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 市町村民税は非課税にある方だとか、そういうところで200名程度になるだろうということでお伺いしていたんですけども、実際には申請された方が48名しかいなかったということで、先ほど算定間違いがあったんではなかろうかとか言っていましたけども。ここが問題だと思うんですよ。200名設定していたのが、実際蓋を開けてみたら48名しかいなかった。この差152名があるんですけども、そこを問題と捉えるのか、申請されていなかったから、申請しないほうが悪いのか、2つこういう捉え方がありますね。なぜ50名しか申請されなかったか。これ異常と感じなかつたら、町の体質ちゅうのに問題があると思うんですよ。そこは少なかつたのに対しては、どのように町として感じているか、ちょっとお聞きします。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） お答えします。

この制度が改正されまして、該当されると思われる方に対して御案内を出させていただきました。2回ほど文書をお送りしております。また、文書だけではなく広報で町報のほうで2回、ホームページでまた1回掲載するという形で、申請をお忘れではないでしょうかということと呼びかけをさせていただいているところです。今後につきましても呼びかけを続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 担当課としては広報などでも案内を出していると、2回ぐらい出しているんでいいだろうということ。町長、この結果というのを、当初言った結果に対して50名、48名しかなかったという報告はございましたか。それに対して町長はどのように、報告があったかないかということと、今私が聞いたら48名だったと、この結果に対してどう思っているかお答えください。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 報告は受けております。48名ということで、結果に対してどう思うかということですが、当初のこの制度構築のときに新たに4つの条件をつくったと。これに、もともといた894名の中から該当する方を差し引いていったら200名程度というところで、これそのものは適正に行われたと思っておりますし。ただ、200人に対して4分の1ぐらいということで、ちょっと少ないなとは思っております。該当される方があれば、ぜひ申請していただいて給付を受けていただきたいというふうに思っている次第です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） なぜかというのはまた後でもお聞きしますが、やっぱり町長も少なかったということで、その原因というのは、その都度その都度で、やっぱり解析なり分析なりしていかないと、そのままずるずる。町としては払う金額が少なかったら、しめしめとなろうと思うんですよ。やっぱり受給者はそうじゃないと思いますので、その辺をもう一回改めていただきたいなというふうに思っています。

それから、もう1個、4番目ですが、この年金制度の見直しの計画では、年間290万円ぐらい経費が削減できるだろうと。その290万円に当たっては、移動困難な重度障がい者が利用する福祉タクシーへの支援事業に充てるというふうに説明されまして、それだったらいいかなということで、私なんかその予算に賛成したわけでございます。

そこで確認なんですけども、この福祉タクシー助成事業を受けることができる障がい者の条件、これもお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） それでは、福祉タクシーを受けることができる条件です。身体障害者手帳の下肢機能障害または体幹機能障害２級以上、移動機能障害３級以上、下肢機能障害３級かつ上肢機能障害２級以上。ただし、自動車税の減免を受けている者、有料道路の割引を受けている者を除くということになっております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（１２番 岩尾 幸六君） ここもいろんな条件がございます。やっぱり移動困難な方に支給するというので、いろんな支給条件というのはこれでいいと思うんですよ。この福祉タクシーを利用するに当たっての１人当たりの支援金額ですね、先ほど福祉年金では１万２千円か、ここでは幾らになるかというのと、この助成事業の受給対象人数、今何人いるかというのを教えてください。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） １人当たりの支援金額ですが、年間で２万４千円です。令和４年度の助成事業の受給者人数は５５名でした。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（１２番 岩尾 幸六君） 私も福祉年金と同様で、ここの福祉タクシーも実際のところ聞きましたら、相当差があるわけです。この福祉タクシーは当初は１００名程度ということでしたけども、この半分ですね、５５名ということは。この原因も分かっていますか、一つ一つ。多分分からないと思うけど、ちょっと教えてください。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） 先ほどの障害者福祉年金と同様、理由については分かっておりません。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（１２番 岩尾 幸六君） やっぱり差額を調査していないちゅうのが、原因を把握していないちゅうのがやっぱり問題なんですね。私、思います。だから、２つの件に関しましては、今後徹底して原因追及して、当初の数字に近いような感じをお願いしたいと思います。

次の質問に入るんですが、今年、当初予算の説明書では、障害者福祉年金給付事業での予算額が、昨年は２００人で１万２千円で２４０万円の予算額が、今年は６万７千５百円で、前年比と比べると１万７千２百５千円の減でした。それから重度障がい者のタクシー料金の補助事業でも、昨年

は332万1千円だったのが、今年度予算は180万9千円でやっぱり151万円ほどの減となっています。

そこで確認なんですけど、今年度の予算はかなり削減されていましたが、その削減した理由をお答えください。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） 障害者福祉年金、介護タクシー助成事業とも、令和4年度の実績見込額に新規追加者を考慮して予算を立てております。令和5年度の予算は、令和4年度の実績に新規申請者を見込んで計上しておりますが、そもそもの対象者の方、障害者福祉年金でいえば200名の方は対象としていらっしゃるものと考えております。ですから、まだ申請をされていない方がいれば、補正で予算を確保する予定でございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 昨年度の実績ベースで予算を立てたということなんですけど、また新規が申請者が増えれば補正で追加する。ぜひ増えたときはそれでやっていただきたいと思うんですけども。やっぱり予算をぐっと落とすと、申請がまたなかったら、その予算が通年ずっと続くみたいな感じで、何かしゃくつとしないんですね。ですので、その辺少なかつたところの原因を早く追及していただいて、それを増やすような努力をお願いしたいと思います。

最後の質問なんですけども、福祉年金や福祉タクシーの対象者と実際の事業者との差が発生していることは分かりました。その原因も追及してくださいということでお願いしたんですが、今、申請をされていない方への通知は、先ほど町報だとかいうところでお知らせしたということなんですけど、実際、今後どのように行っていくかお聞かせ願えますか。

○議長（工藤 健次君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（宇都宮 博君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、今後も対象となる方に文書を送らせていただく、広報するなど、申請について周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 広報を通じて何回も何回もお知らせ、通知していただきたいと思うんですけど、皆さん方役所は、そういう対象者の方に手紙を配付した、それから広報でお知らせした。これが役所の仕事はここまでだと勘違いされているかと思うんですけども、私なんか通常いうと、何で行って直接お話ししないんですか。一番簡単なことです。これ私も昨年度もこういうことを言いました。案内を出すんだったら、案内を持って当事者のところへ行って、対象者の

とこへ行って、あなたはこうこうですので、ぜひ申請してください。要りませんと言われたら、ああそうですかと、そこで消せばいいんです。ただ一方的に出すと、相手は身障者なんですよ。自分で判断できない方もいらっしゃいます。申請しようか、役場にも移動手段がなくて行けない方、たくさんいらっしゃると思います。わざわざ1万2千円もらうためにタクシーで来ていたら、何のための助成金か分からん。タクシー皆1回で申請するだけで消えてしまうわという方もいらっしゃるかと思うんですね。そういうことまでも配慮していただいて、やはり直接担当者、担当者1人ぐらいで何百人を相手にできないと思うんで、担当者を増やさないといいと思うんですけども、その辺はどうしたら障がい者の方に満足していただけるか。満足度の向上というのも一つあると思いますので、今後の参考にしていただきたいと思います。何回も何回もしちくじく聞きますので、申し訳ありませんけども、その辺を対応等していただきたいと思います。

町長、これ今から、今言われたら半分満たない給付率であります。今後増やしていくという考えをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 今さらですが、障がい者の福祉については、平成18年に障がい者の自立支援法が施行されて、また25年には障害者総合支援法に改定されて、現金給付から自立を促すサービス支給へと転換が図られてきたことは御存じですね。そんな中で、この福祉年金はそもそも今のままでいいのかという議論は、行政の中にも役場の中にもありました。これが早かったのか、早かったんじゃないかという岩尾議員のお話もありましたけども、私はこれまでの議論の時期をしてきた期間を考えると早くはなかったというふうに思っています。今回は福祉年金の受給者を重点化する、公的年金等の給付を受けていない方に重点化する。その代わりに、引き続き必要な方には金額を増やしましょうという形です。その一方で、移動について、障害を持たれている方に移動手段を確保する施策を取り組もうということで福祉タクシーのほうを取り組みました。

先ほど来、福祉年金の給付の条件に老齢年金を受給していないこと等をつけて、出し惜しみしているんじゃないかというお話が一つありました。それから、申請者が少ないことにしめしめと思っているんじゃないかというお話もありましたけど、決してそんなことはありません。我々は福祉年金の受給者の重点化と、それから移動手段に困っている方に対する福祉サービスを提供しようという、そういうことでやっておりますから、この金額云々が我々はどうこうというところではなくて、やっぱり福祉サービスを給付から自立を促すサービス給付、そっちのほうにというところを取り組んでおりますので、そこは御理解を頂きたいと思います。その上に立って、先ほど介護福祉課長が申しあげましたように、もしまだ知らない方がいるのであれば、さらに広報が必要でしょうし、漏れなく受給を受けていただけるように引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 出し惜しみとかしめしめとかいった意見は取り下げさせていただきます。

そこで町長が言いましたように、今後、支給だけでなく、自立していただくためにはいろいろな支援もしていかなきゃいけない。ただ、分かっていたきたいのが、障がい者の方が自立するために、何かのところに参加したいといっても、タクシー利用するだとか、今度はデマンド交通がまた10月からスタートするんですけども、それでもやっぱり費用というのが、移動手段に関するコストというのが発生するわけですね。やっぱり仕事をされていない方とか高齢者とかいう方も結構いらっしゃいます。そういう人たちも、やはり今までは何かの支援があったので、これで月1回は行けるかなというふうな判断があったと思いますけども、打ち切られた方なんかに関しては、それもないから出ていくこともできないなちゅう声も聞くわけなんですよ。そういうことで、私、今回、もう一回見直しができたらいいなということで質問させていただいたんですけども。やっぱりそういうことを期待していた障がい者の方も中にはいるということをごさきん方に分かっていたきたいということで質問しましたので、今後の対応をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（工藤 健次君） 岩尾議員、ちょっとお待ちください。

お諮りします。一般質問の途中ですが、ここで中断して10分間休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、10分間休憩し、午後2時40分より再開します。

午後2時30分休憩

.....

午後2時36分再開

○議長（工藤 健次君） 引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 続いては、鳥獣被害についての質問を行います。

最近、ガソリン価格や農業用資材など全てにおいて高騰が続いており、農家の方々の苦痛な声を耳にするところでございます。このような中、よく耳にするのが、出荷直前まで大事に育ててきた野菜や果物が、動物による被害に遭ったとの声を多く聞いております。私も、日出で売出し中の白いトウモロコシ、白雪姫を栽培してきました。7月のある日を境にタヌキとイノシシの被

害に遭い、大事に育ててきた600本のトウモロコシが一夜のうちに全滅してしまいました。

そこで質問です。町内で捕獲される有害動物の頭数をお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長、河野一利君。

○農林水産課長（河野 一利君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

農林水産課で捕獲対象となっています過去3か年の実績で報告させていただきますと、令和2年度で857頭。これはイノシシ、鹿、アナグマ、タヌキの累計です。同様に令和3年度で744頭、令和4年度で915頭となっております。また、これ以外に特定外来生物、アライグマの関係ですが、令和2年度に6頭、3年度に15頭、4年度に15頭というふうになっております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） この有害動物ですね、捕獲数が年々増えてきております。特に最近も私なんか耳にするのがアライグマの被害ですね。アライグマを見かけたということで、これも昨年15頭、一昨年も15頭ということで、町内でかなりの額があったんだということが分かりました。

よくテレビで都会でもアライグマとかハクビシンが大繁殖しまして、被害も拡大されたということで、よくテレビ報道で問題になっていることを耳にするんですが、町内でも最近、動物のアライグマのことはよく耳にするんですけども、農作物の被害が出始めているけども、アライグマの農作物の被害に関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） お答えいたします。

要はアライグマを含めた小動物ということだろうと思います。この小動物につきましては、町のほうも小動物用の箱わなを15基準備いたしまして、猟友会のほうと協力しまして現地に向かい、確保に向けて対応をしている状況でございます。

アライグマにつきましては、また部局は違うんですが、ほかの課のほうで猟友会のほうと協力しながら捕獲に向けて対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 今、箱わな15基設置して対応しているということなんですが、この15頭捕れたやつは、この15基の箱わなでかかったんですか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） お答えいたします。

アライグマの15頭ということです。資料で確認させていただきましたところ、箱わなよりもくくりわなということで報告を受けております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 分かりました。箱わなよりもくくりわなのほうが効果があるということなんですね。

それでは、次の質問なんですが、この有害鳥獣ですね、年々捕獲数が増加しておりますと、農作物の被害も増加傾向にあるというふうに推測されるんですが、町内において把握できている被害件数、それと被害額調査しているか、この辺お聞きしたいんですが。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

被害額、件数についてでございます。これにつきましては、毎年県のほうに報告をいたしております。過去3か年で集計しておりますので御報告いたします。令和2年度では11件で80万4千円、令和3年度では9件で23万9千円、令和4年度では17件で36万5千円となっております。この被害額については、県に報告する際に決められた方法で積算しておりますので、通常はまだ被害額が大きいというふうに御想像される方もいらっしゃるかもしれませんが、報告の段階では、こういった決まりで報告させていただいております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 被害件数も昨年度17件、被害額は令和2年度に比べると半分以下だったんですけども、36万円ということで、やっぱり被害もだんだん大きくなっているのかなというふうに思っていますが、この被害件数で、例えばイノシシだとか鹿とかアライグマだとかいう内訳というのが、何か調べているのがあるんですか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） それではお答えいたします。

直近の令和4年度で報告させていただきます。令和4年度では合計17件ということでございますが、この内訳としましては、イノシシが11件、鹿が1件、アナグマが3件、タヌキが1件、猿が1件というふうになっております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） いろんな動物、やっぱりイノシシとかが多いんですけども、やっぱり先ほどから出てきますアライグマですね、これも3件あって、これも私が聞くところによ

りますと、赤松のほうで増えてきているというようなことも聞きましたし、またこれが、これからいろんなところで悪化するんじゃないかというふうに危惧されます。

次の質問なんですが、鹿とかイノシシはもともと山間部生息だったんですが、最近は麓に出没し被害を出しております。鹿、イノシシ以外にもタヌキとか、先ほどありましたアライグマなどの被害も聞いておりますが、町内のどの地域でどのような動物が悪さしているか、この分布とかいうのはチェックされているんですか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） お答えいたします。

町内分布ということでございます。御質問のハクビシンについては環境省、それから県のほうにも確認したんですけども、九州には確認されていないということで伺っております。

あと、今御質問の有害鳥獣の分布というところでございますが、今現在は把握まではできておりません。基本的には住民からの通報によりまして、猟友会とともに現地に行きまして対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 分布を把握されていないということなんですけども、やはりこの辺の分布ちゅうのをつくって、やっぱり農家の方に年一回でも最低通報して、最近アライグマの被害が増えてきている、だんだん山間部から麓まで下りているよとかいう、そういう情報もあったらいいと思いますので、ぜひそういう分布というところをつくっていただきたいと思います。

私、先ほど言いましたように、トウモロコシの被害があったときに農林課の方に相談したところ、監視カメラを設置してくれたんですよ。当初はカラスが入っていた。その後にタヌキの映像が撮れました。やっぱり何でやられているかな、分からないなちゅう農家の方の声があったり、農林課に相談すると、監視カメラで何の動物が悪さしているかというのを撮っていただけるぞということを農家の方に知らせていただいて、広報していただいて、やはり監視カメラを設置して、ここはタヌキだった、アライグマだった、イノシシだったというところのデータを吸い上げて、町内の地域によってこういう動物が今悪さしているよというような分布図が作成できると思いますので、すぐじゃなくても、何年か重ねていくと、こういうなんがきちっとできると思いますので、ぜひそれに挑戦していただきたいと思います。

先ほどタヌキも出てきましたので関連ですが、最近、毛が抜けているタヌキをよく見かけると思います。議員の皆さん方でも、町内うろうろされると見かける、私も最近見かけることが多くなりました。これ調べてみたら、ヒゼンダニによってかかる疥癬病にかかっているということがネットなんかでも調べることができました。この疥癬病に感染したタヌキと犬とか猫が行動範囲

が重なると、犬や猫にも感染するということが言われています。他の市町村、大分市とか中津市もありました。熊本の市町村もありました。ホームページでこういうふうなやつで疥癬病についてということで注意喚起が出されているんですよ。日出町を見てみますと、こういうタヌキの疥癬病を目にするんですけども、ホームページでは紹介されておられません。ぜひホームページで注意を促していただきたいと思うんですが、これはすぐ対応できるでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） お答えいたします。

疥癬病ですか、疥癬病で大分市、中津市のホームページには出ているということのようで、担当者のほうで確認しまして、準備でき次第、ホームページのほうに広報なりをアップしたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） これですね、ぜひお願いしたいと思います。よく犬の散歩をされている方とかいらっしゃいますので、犬に感染するといけないんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に4番目ですが、イノシシとか鹿の捕獲には、わなや銃の免許が必要であります、小動物ですね、タヌキとかアライグマの捕獲にも資格が必要なんでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） それではお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、有害動物の捕獲には資格、免許が必要となっております。鳥獣の捕獲等につきましては、鳥獣保護管理法によって規制されているため、基本的には捕獲の許可と、あとは免許が必要になるということになります。

今御質問の小動物につきましては、例外として、小型の箱わなや網などで捕獲する場合に、一定の条件の下、許可が必要だけど免許は不要の場合、許可も免許も不要の場合があるということです。その中でまず許可が必要、免許の不要の場合ですが、その中で一つは、1点目は、住宅地の建物内の被害を防止する目的で当該敷地内で捕獲する場合、2つ目は、農林業被害防止の目的で、農林業者自らの事業地内、要は農地の中で捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等によりまして鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合ということになっております。

もう一つは、許可も免許も不要な場合というものがございます。これについては猟期内——大分県では11月1日から3月15日となっております——に限り、垣根とか柵等で囲まれた宅地の敷地内で銃器を使用しないで捕獲する場合できるということになっているようです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） この資格とかに関してはいろんな、今聞いて1回ではちょっと分からないんですね。こういうのもやはり間違っ、自分でよかれと思って箱わなかけたりする方もいるかと思うんですけども、これも周知、広報なんかで、こういうことに関しては必要です。この場合は要りませんよとかいうやつも、年2回ぐらいは広報として出していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

有害動物ですね、この対策に関しては、今町とか県が推奨している電気柵ですね、これが一般的に有効と言われております。補助制度もあります、今課長が言われましたように、小型の箱わなとかのケース類は現在補償はないと思うんですけども、この辺設置するに当たって、申請があれば、補助制度を立ち上げるというのは可能なんでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） それではお答えいたします。

捕獲ケースの補助の制度の検討ということでございますが、今、町のほうでは対策として、電気柵のほかにワイヤーメッシュのほうも補助を行っております。

小動物用の箱わなにつきましても、適正な管理が必要だということでありまして、捕獲後の処理に伴うけがの危険性や捕獲後の個体の処理についても、鳥獣保護管理法や廃棄物処理法によりまして適正に処理しなければならないというふうになっております。それを踏まえまして町としては、補助制度を検討するよりも、捕獲の資格を持った方をお願いするほうがよいというふうに考えております。現在は、先ほども申し上げましたとおり、町が設置する小型の箱わなですね、これについても設置と管理まで猟友会のほうにお願いしておりますので、そういった案件がありましたら連絡を頂きまして、捕獲に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） 了解しました。やっぱり個人で設置して捕獲しても、その後でけがにつながったりするので、猟友会とかそういうところで専門家にやってもらうのがいいかと思っておりますので、またそれを対応よろしくお願いします。

最後の質問になりますが、これからも太陽光発電とか住宅開発によって森林面積が本当に狭まってまいります。動物の生息域も狭くなることは目に見えて、住宅街にも進出するようになると思います。そうすると、やっぱり今後も動物による被害は減ることはないと思います。増える傾向になってくると思いますが、こういう動物被害を食い止める、または減少させる計画は、町としてお持ちでしょうか。これを最後にお聞きします。

○議長（工藤 健次君） 農林水産課長。

○農林水産課長（河野 一利君） それではお答えいたします。

被害対策の計画はということでございますが、この計画につきましては、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、各市町村のほうで計画を策定するということになっております。その直近での計画期間を、日出町では令和5年から7年度としまして、日出町鳥獣被害防止計画を策定をしているところでございます。

計画書の中身については、対象鳥獣の種類、先ほど言いましたイノシシ、鹿、カラス、猿、アナグマ、タヌキとかですね、そういった種類と、あとは対象地域ということで、対象地域は日出町全域としております。あとは、被害軽減目標、それから捕獲計画、防止柵の計画、その他被害防止への取組、また関係機関の役割と、警察も含めまして緊急時の連絡体制などを定めているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 岩尾幸六君。

○議員（12番 岩尾 幸六君） やはり農家の方ちゅうのは資材高騰でどうしたらいいのか、ふれあいに出すときに100円のを110円、120円に上げたいんですけども、やはり100円で頑張ってくれているわけなんです。そういうことで、やっぱり町としても、今言われたように令和7年まで被害防止計画を策定ということなんで、それをぜひ完璧な形でつくっていただいて、鳥獣被害が起こらないような対応を取っていただきたいと期待しておりますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。

散会の宣告

○議長（工藤 健次君） お諮りします。本日の一般質問はこれで終了し、明日定刻から一般質問を続けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会し、明日定刻から一般質問を続けることに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後3時00分散会
